

西曆年月	中央銀行 割引歩合	割引歩合 變更日附	金在高増減	摘要
------	--------------	--------------	-------	----

八月	三五〇		一、三三、〇四一	<p>倫敦ニ向ケ約五十萬磅ノ金ノ輸入ヲ促カシ金融市場ハ一時甚ダ緩慢ノ狀ニテアリシモ既ニシテ月末ニ近クニ從ヒ形勢稍變シテ英倫銀行ニ對スル金ノ供給モ一時杜絶セントスルモノノ如ク又對組爲替ハ逆調トナリ獨逸方面ニ向ケ金ノ流出アリタルカ爲メニ資金ノ供金ハ月末ニ至ル迄可ナリ潤澤ヲ唱ヘタリシモ割引歩合ハ幾分引締氣味ナリ</p> <p>英倫銀行ハ巨額ノ米金買ヲ組育ニ向ケ失ヒタリ（組育ハ之レ以外市場ニ於テモ多額ノ地金ヲ買入レタリ）月初ハ内地ヨリ資金ノ回收其他ノ原因ニ依リ米國向金ノ流出盛ナリシニ拘ラス資金ノ供給ハ可ナリ潤澤ナリシカ上記金ノ輸出益盛ナラントスルヤ英倫銀行ハ其公定歩合ヲ四歩ニ引上ケタリ、其結果市中歩合モ亦引締リ月初三歩三厘八毛見當ニアリシニ俄然三歩九厘三毛ヲ唱フルニ至レリ其後金融ハ引締キ逼進ノ狀ニアリシカ月ノ二十日ニ至リテ八四歩一厘二毛ニ騰貴シ爲メニ英倫銀行ノ割引高ハ著シキ増加ヲ來セリ</p>
九月	四〇〇	九月十三日	四、四九、二五九九	

十月	五〇〇 六〇〇	十一月十九日	五、四七、二、三二五	<p>英倫銀行ハ前來其金在高ナ減少シツツアリ加フルニ埃及ニ對スル金ノ流出ハ豫想外ノ巨額ニ上ルヘキ模様アリ、於是乎全行ハ月ノ十一日ヲ以テ先ツ其公定歩合ヲ五歩ニ引上ケシニ其後僅ニ一週間ニシテ突如トシテ六歩ニ引上ケタリ其結果組育爲替ヲ初メ巴里、伯林爲替モ亦齊シク騰貴ヲ告ケタリト雖モ英倫銀行ハ利子引上ケニ依リテ未タ其豫期ノ効果ヲ收ムルニ至ラス依然トシテ埃及方面ニ對スル需要ノ爲メニ益々其準備ヲ減少シツツアリキ</p> <p>十月十一日ノ交ニ於ケル市中歩合ハ殆ント英倫銀行歩合ト大差ナシト雖モ外國爲替市場ハ容易ニ順調ヲ呈セス月初尙ホ英倫銀行ハ埃及ニ向テ金ヲ輸出シタリ於是市場ハ再ヒ英倫銀行ノ利上ヲ豫想スルニ至リシカ此時ニ當リ佛國銀行ハ巨額ノ金ヲ散出シ其中幾分ハ直接ニ埃及ニ輸送シ英國ニ輸送セシ高モ優ニ百萬磅以上ニ達セシヲ以テ市中歩合ハ一時小緩ミシモ月ノ二十一日ニ至リテラシルニ向ケ約七十五萬磅ヲ輸出スルヤ市場ハ再ヒ警戒ノ態度ニ出タリ然レトモ全月ヲ通シテ英倫銀行ニ於ケル金輸入ハ輸出ニ超過シ通貨ハ内地ヨリ回歸シ市場資金ノ供給ハ寧ろ潤澤ノ觀アリキ然ルニ市中歩合ハ概シテ銀行歩合ニ接近シ容易ニ低落ノ氣勢ヲ示サ、リキ</p>
十一月	六〇〇		四、七三、二、九三	

西曆年月	中央銀行 割引歩合	割引歩合 變更日附	金在高増減	摘要
十二月	六〇〇		四、二九八、六六六	<p>月初巴里ヨリ多額ノ金ヲ輸入シ來リ市場稍々緩和ノ氣味ナリシカ月半後ハ南米及ヒ埃及ノ諸國ニ向テ金ノ流出アリ爲メニ英倫銀行ハ著シク其金在高チ減シ市場モ亦引締リタリ</p>

紐育同盟銀行

日本銀行ノ調査ニ據ル
表中「割引歩合」ハ紐育ニ於ケル裏書付二三ヶ月
拂商業手形ノ割引歩合ナリ

西曆年月	割引歩合	金在高増減	摘要
千九百年 年首	四〇〇—四五〇	一四三、四九六、九〇〇	
一月	四〇〇—四五〇	一四、二六五、六〇〇	<p>金融緩漫、資金ハ内地ヨリ回歸シ又政府ハ租稅收入金ヲ銀行ニ預托シタル爲メ同盟銀行ノ準備増加セリ、前月中外國爲替ハ非常ノ騰貴チナシ遂ニ現送點ニ達シ月半ニ至ルマテニ約千百萬弗ノ金ヲ輸出シタリシモ本月ニ入りテハ下落ノ傾向ヲ生シ月半以後ハ輸出全ク止ミタリ</p>
二月	四五〇—五〇〇	四、九二二、四〇〇	<p>金融ハ依然緩漫、同盟銀行ノ預金増加シタレトモ貸出非常ニ増加シタル爲メ法定準備超過額ハ著シク減少シ金利ハ少シク引締リタリ</p>
三月	四五〇—五〇〇	一三、四二一、一〇〇	<p>月初金融稍々緊縮ノ傾向ヲ示セシモ後チ閑散トナリ同盟銀行ノ準備ハ前月來著シク減少シツ、アリシモ月末ニ至リ少シク真好ニ向ヘリ</p>
四月	四〇〇	一四、一九五、一〇〇	<p>月中外國爲替ハ概シテ強硬ナリシカ一時騰貴シテ金ノ輸出(多クハ巴里ニ向テ)見ルニ至リタリ然レトモ紐育市場ハ更ニ其影響ヲ蒙ラス依然閑散チ唱ヘタリ、月中同盟銀行ハ預金ハ約四千四百萬弗ヲ増加シ貸出ハ三千二百萬弗ヲ増加シテ結局準備ノ増</p>

西曆年月

割引歩合

金在高増減

通

要

五月	三五〇——四〇〇 (+)	六、七六二、四〇〇
六月	三七五——四〇〇 (-)	三、五五一、七〇〇
七月	四〇〇——四五〇 (+)	七、七七一、九〇〇
八月	四〇〇——四五〇 (+)	二、五〇六、九〇〇

加チ告ケタリ
 金融ハ更ニ緩漫、利子歩合ハ低落セリ、月中同盟銀行ノ預金ハ約三千六百萬弗チ増加シ貸出ハ二千六百萬弗チ増加シ正貨ハ七百萬弗チ増加セリ、外國爲替ハ現送點ヲ往來セシカ月中約千萬弗チ輸出セリ
 市場ハ依然閑散、月ノ十四日頃ヨリ金ノ輸出始マリ約三百五十萬弗チ巴里ニ輸出シ後チ又四百萬弗チ海外ニ輸出セシカ其大部分ハ獨逸ニ向テ輸送セルモノナリ、同盟銀行ノ預金ハ最初ノ二週中ニ約八百萬弗チ増加セシモ其後殆ト其全額ヲ失ヒタルカ故ニ結局僅ニ三十萬弗チ増加セシニ過キス又正貨ハ減少セリ
 對英爲替ハ概シテ鈍狀ナ呈シ居リシモ英倫銀行カ月ノ十九日ヲ以テ利上ケテ決行スルヤ參着電信共ニ暴騰シ直チニ約二百萬弗ノ金ノ輸出アリタリ然レトモ金融ハ極メテ緩漫ニシテ長期貸付ノ外ニ資金ノ需要殆ト無シ、同盟銀行月末ノ貸出ヲ以テ前月末ノ夫レニ比スレハ約七百萬弗ノ減少ヲ示シ預金ハ四十萬弗チ減セシカ之ニ反シテ正貨ハ七百七十萬弗チ増加シタリ
 同盟銀行ノ貸付ハ非常ナル増加チナシ之ト共ニ預金モ亦殆ト同額チ増加セリ、準備ハ月ノ後半ニ於テ大ニ増加シ月半金輸出ノ

九月	四七五——五〇〇 (-)	七、七四八、〇〇〇
十月	四七五——五〇〇 (-)	一、〇、二二二、七〇〇
十一月	四〇〇——四五〇 (+)	七、九六一、三〇〇
十二月	四七五——五〇〇 (-)	五、一七五、三〇〇

爲ニ減少セタル額チ填充セリ
 月半ニ於テ貸出ハ未曾有ノ巨額ヲ示セシモ月ノ後半ニ於テ約八百萬弗チ減少シタリ又預金ハ政府カ銀行ヨリ預金チ引出シタルト通貨ノ内地ニ向テ散出シタルトノ原因ニ依リ減少シ隨テ準備ニ減少チ來シタリ(正貨ノ減少ハ約八百萬弗)
 金融ハ比較的緩漫、同盟銀行ノ預金ハ約四千萬弗チ減シタルニ貸出ハ二千四百萬弗チ減シタルニ過キス又準備ハ内地ニ向テ資金ノ散出アリタル等ノ爲ニ著シク減少シタリ、外國爲替ハ棉花輸出期ノコトトテ月初既ニ輸入點マテ低落シ月中組育ニ到達シタル金ハ約三百萬弗アリ
 金融ハ可ナリ緩漫只月末ニ至リテ少シク引締リノ氣味アリ、同盟銀行ノ預金ハ月ノ十日以後増加ノ傾向ニアリ之ト同時ニ貸出モ亦増加シタリ、月中同盟銀行ハ準備ニ於テ約九百萬弗チ増加シタリ
 資金ノ内地ニ向テ散出セシト同盟銀行準備ノ減少トニ依リテ金融ハ月中概シテ緊縮ヲ呈シタリシモ月末ニ至リ稍々緩和セリ、同盟銀行ノ預金ハ最初ノ三週間ニ於テ殆ト二千六百萬弗チ減シタリシモ後チ内地ヨリ資金ノ回歸ト國庫支局ノ支拂金アリタルトニ由リ増加シ貸出ハ最初ノ四週中二千七百萬弗チ減セシモ最

西曆年月	割引歩合	金在高増減	摘要
千九百一一年 年首	歩厘毛 歩厘毛	一六一七一九七〇〇	末週ニ於テ九百萬弗ヲ増加シタリ、外國爲替ハ金融ノ繁忙ナルトキ低落シ其緩和セシトキ騰貴セリ
一月	三〇〇—三五〇	三二、〇五、三〇〇	月中約八百萬弗ノ金ヲ海外ニ輸出セシト雖モ資金ノ内地ヨリ回歸シタルカ爲ニ金融ハ緩和セリ、同盟銀行ノ預金貸出共ニ未曾有ノ巨額ニ達シ準備モ亦非常ニ増加シタリ、外國爲替ハ内地金融ノ緩和ナルニ反シ外國市場ノ金利騰貴セル爲メ輸出點マテ騰貴シ月ノ十七日頃ヨリ金ノ輸出始マリテ其多クハ巴里ニ向ヘリ
二月	三七五	一、二三、五〇〇	同盟銀行ノ預金ハ非常ノ増加ヲナシ第一週ヨリ第四週マテニ四千二百萬弗ヲ増加セシカ貸出モ亦同額ヲ増加セリ然ルニ正貨準備ハ僅ニ六十萬弗ヲ増加シタルノミ
三月	三五〇—四〇〇	七、三七、七〇〇	月中同盟銀行ノ貸出ハ二百六十萬弗ヲ増加シ預金ハ八百二十萬弗ヲ減少シ準備ハ約九百萬弗ヲ減少セリ
四月	四〇〇—四二五	五、八七、〇〇〇	同盟銀行ノ預金ノ減少ト共ニ貸出ヲ回收シタリ而シテ正貨準備ハ月初ノ二週ハ減少ノ傾向アリシカ後ノ二週ニハ増加ノ一方ニアリキ即チ前月三十日ト本月廿七日トチ對照スルニ五十九萬弗ノ増加ナリ

西曆年月	割引歩合	金在高増減	摘要
五月	三七五—四〇〇	五、九六、七、八〇〇	月初金融界ハ株式市場ニ於ケル恐慌ノ影響ヲ受ケ第一週ニ於テ貸出預金共ニ増加シタリシモ後チ兩者トモ減少ノ傾向ニアリ、正貨ハ月中約二百萬弗ヲ減少セリ、巴里ニ於ケル露國公債募集ノ爲ニ月中殆ト千萬弗ノ金ヲ歐洲ニ向ケ輸出セリ
六月	三七五—四二五	八、八七、八、四〇〇	月中金融市場ハ概シテ繁忙、同盟銀行ノ預金ニ於テ約二千萬弗ヲ増加セシモ貸出ニ於テ約二千六百萬弗ヲ増加シタルカ以テ法定準備超過額ニ於テ非常ノ減少ヲ告ケ正貨準備ニ於テハ月初漸次減少ノ一方ニアリテ結局百八十八萬弗ヲ減少シタリ
七月	四〇〇	六、六〇、九、六〇〇	金融市場ハ月初少シク緊縮ノ狀ヲ呈シタリシモ後チ緩和セリ、同盟銀行ノ預金及貸出ハ共ニ月初三週間減少ノ一方ニアリシカ後チ稍々恢復ノ傾向アリ而シテ法定準備超過額モ亦漸次増加シ正貨ハ約千萬弗ヲ増加セリ
八月	四五〇	二、二九、八、〇〇〇	同盟銀行ノ預金ハ千二百萬弗以上ヲ増加シタルトモ貸出モ亦約千七百萬弗ヲ増加シタルナリ以テ準備ハ約七百萬弗ヲ減シタリシカ其中三百七十萬弗ハ正貨ナリキ
九月	四七五	二、四五、〇〇〇	大統領マ氏暗殺ノ爲ニ金融市場一時擾亂ノ狀態ニアリシモ後チ稍々平穩ニ歸セリ、同盟銀行ノ預金ハ月初三週ニ於テ減少ノ一方ニアリシモ末週ニ於テ約六萬弗ヲ増加シ貸付モ亦之ト同様ノ

西曆年月 割引歩合 金在高増減

西曆年月	割引歩合	金在高増減
十月	四七五〇—四七五〇	四七二、七〇〇
十一月	四五〇〇—五〇〇〇	二二七、七、〇〇〇
十二月	五〇〇〇	一、五、六八、三〇〇
千九百二十年 年首	四〇〇〇	一、六、三六、八、二〇〇
一月	四〇〇〇	二九、一九七、〇〇〇

經過ナシ正貨ハ最初ノ二週ニ於テ減少ノ傾向アリシモ第三週以後漸次増加シ月末ヲ以テ月初ニ比スルニ約三百萬弗ヲ増加セリ

月中歐洲ニ向テ約三百萬弗ノ金ノ輸出アリタリ、同盟銀行ノ預金貸出共ニ増加シタリシモ準備ノ變動ハ甚々小ニシテ月末ヲ以テ月初ニ比スルニ約百八十九萬弗ヲ減セリ

月中巨額ナル金ノ輸出アリ、同盟銀行ハ月初ノ三週間ニ貸出ニ於テ二千三百萬弗ヲ減シタリシカ末週ニ於テ七百萬弗ヲ増加シ預金ニ於テモ之ニ類似ノ異動アリタリ而シテ準備ハ約百五十萬弗ヲ減少シタリシカ其全部ハ正貨ニアリキ

金融市場ハ金ノ流出及國庫支局力銀行ヨリ資金ヲ引出シタルカ爲ニ緊縮ノ狀ヲ呈シタリ、同盟銀行ノ預金ハ月ノ第一週ヲ以テ第四週末ニ比スレハ約二千八百萬弗ヲ減シ正貨ハ五百九十萬弗ヲ減シタリ

金融緩和、前月中ニ散出シタリシ預金ハ本月ニ入りテ迅速ニ回收セラレタリ、同盟銀行ノ正貨ハ非常ニ増加セリ

西曆年月	割引歩合	金在高増減
二月	四〇〇〇	三八一、七〇〇
三月	四五〇〇	一、五、〇五、〇、八〇〇
四月	四二五〇—四五〇〇	四、二八八、七〇〇
五月	四二五〇—四五〇〇	五、五七、四〇〇
六月	四五〇〇	一、〇九七、九〇〇

資金ノ供給益々潤澤ニシテ金利ハ依然安シ、同盟銀行ノ預金ハ引續キ増加セシカ貸出ハ之ヨリモ更ニ速ニ増加セシナリテ法貨準備ハ漸次減少ノ傾向ニアリ、正貨ハ月初ノ三週間ハ増加ノ一方ニアリシモ翌月一日ヲ以テ終ル一週ニ於テ著シク減少シタリ月末ニ於テ外國爲替騰貴シ金ノ輸出アリタリ

金ノ流出ト之ニ隨テ同盟銀行準備ノ減少トニ由リ月初金融稍引締リタレトモ月末ニ及テ引緩ミタリ同盟銀行ノ預金貸出共ニ減少シ準備ハ殆ト不足ヲ生スルニ至ラントセシカ末週ニ於テ恢復セリ、月末ノ正貨ヲ以テ月初ノ夫レニ比スルニ約千五百萬弗ノ減少ナリ

金融ハ小縮リ、同盟銀行ノ預金ハ月ノ第三週マテハ減少ノ一方ニアリシカ後チ増加シ貸出モ亦月ノ第四週マテハ減少ノ傾向ニテ末週(翌月三日ヲ以テ終ル)ニ於テ少シク増加セリ而シテ正貨ハ法貨準備ト共ニ増加ノ一方ニアリ

金融ハ緩放、同盟銀行ノ預金ハ月ノ第三週マテハ減少シ其第四週ニ於テ増加シ貸出モ亦之ト同様ノ經過ナシ正貨ハ月ノ第三週マテハ減少ノ一方ニアリシカ第三週ヨリ増加シタリ

半期決算資金ノ需要ノ爲ニ金融多少引締リ、同盟銀行預金ハ月前半ニ於テハ減少シツ、アリシモ後半ニ於テ増加シ貸出モ亦

四曆年月	割引	歩合	金在高増減	摘要
七月	四五〇—四七五	歩厘毛	一九〇、六〇〇	同様に異動ヲ經過シ正貨ハ増加セリ 金利ハ月初少シク引締リタレトモ概シテ低シ、同盟銀行ノ預金ハ月ノ五日ヨリ十九日ニ至ル二週ニ於テ千八百萬弗ヲ失ヒシモ後ノ二週間ニ於テ千六百五十萬弗ヲ増加シタリ又貸出モ同期間ニ於テ八百萬弗ヲ失ヒシモ後ノ二週中ニ千六百萬弗ヲ増加シ正貨モ亦増加シタリ 例ニ依リ農作物出廻資金ノ需要起リ且又國庫支局ノ資金ヲ銀行ヨリ引出シタル爲メ同盟銀行ノ準備ハ著シク減少シタリ 金融緊縮、同盟銀行ノ準備ハ月ノ第三週ニ於テ法定準備制限ヲ下レリ然レトモ末週ニ於テ貸出ヲ減少シタル結果大ニ其額ヲ増加シタリ 月初金融ハ緊縮スシモ後ヲ緩和セリ同盟銀行ハ月初準備ノ増大ニ努メタリシカ月半後ハ政府ノ公債買入ノ爲メ大ニ其額ヲ増加ルスコトヲ得タリ 金融緩漫、月初來同盟銀行ノ預金ハ減少ノ一方ナリシモ月ノ末週ニ至リ増加シ貸出モ亦同様ノ變動ヲ經過シタリ然レトモ正貨ハ漸次減少ノ一方ノミニテ月初ヨリ月末ニ至ル間ニ約六百萬弗ヲ減少セリ
八月	五〇〇—	歩厘毛	六〇一、六〇〇	
九月	六〇〇—	歩厘毛	一五、四四六、二〇〇	
十月	五五〇—六〇〇	歩厘毛	二、五四三、二〇〇	
十一月	五五〇—五七五	歩厘毛	五、六八三、八〇〇	

四曆年月	割引	歩合	金在高増減	摘要
十二月	六〇〇—	歩厘毛	一五、〇九五、九〇〇	月中金利高ク、金融市場ハ月初少シク恐慌ノ兆ヲ呈セシモ竟ニ事ナクシテ止ミタリ、正貨ハ月初來減少ノ一方ニアリ 月初來金融ハ速ニ緩和シタリ、同盟銀行ノ預金ハ非常ニ増加シ貸付モ亦増加セシカ正貨ハ月中約二千七百萬弗ヲ増加セリ 金利ハ上向、内地ニ資金ノ散出國庫支局ノ預託金引出シ、株式市場ノ不況等ノ事アリシニ拘ラズ一般商況ハ甚ダ活潑、同盟銀行ノ正貨ハ減少セリ 月初來同盟銀行ノ預金ハ非常ニ減少シタリ而シテ貸付モ亦減少シタリト雖モ準備モ亦減少シ正貨ハ本月末ヲ以テ前月末ニ比スルニ約千三百萬弗ノ減少ヲ告ケタリ 金融ハ緩和、同盟銀行ノ預金及貸付ハ月ノ第三週來増加シ來リ正貨モ亦漸次増加ノ一方ニアリキ 前月末ニ於テ巴里並ニペノスアイレスニ向テ金ノ輸出アリシモ市場ニハ影響ナク金融緩漫ナリ、同盟銀行ノ預金ハ月初ノ二週ニ於テ増加セシモ後ニ減少シタリ然レトモ月中ノ増加ハ結局七百三十萬弗ナリトス貸出モ亦同様ノ變化アリ而シテ正貨ハ減少ノ一方ニアリキ
一月	四七五—五〇〇	歩厘毛	二八、九二七、七〇〇	
二月	五〇〇—五二五	歩厘毛	五九七、六〇〇	
三月	五五〇—五七五	歩厘毛	一、二、三三八、九〇〇	
四月	五〇〇—	歩厘毛	三、九七六、八〇〇	
五月	四五〇—五〇〇	歩厘毛	三、四三二、五〇〇	

西曆年月	割引歩合	金在高増減	摘要
六月	歩厘毛 五〇〇	二三五、六〇〇	<p>月初ハ金輸出ノ爲ニ金利強持合ナリシモ後チ引緩ミタリ 同盟銀行ノ貸付ハ月ノ十八日マテ減少ノ一方ニアリシモ後チ増 加シ預金ハ月初非常ニ減少セシモ末週ハ第一週(本月三日ニ終 ル)ニ比シテ約六百萬弗ヲ増加シ正貨モ亦月初二百六十萬弗ヲ 減少セシモ後チ漸次増加シテ月末ハ月初ニ比シテ千四百四十萬弗ノ 増加アリキ、外國爲替ハ下落シ月初多少ノ輸出アリシモ既ニシ テ止ミタリ 月中同盟銀行ノ貸付ハ非常ニ増加シ(預金ヨリモ多ク)タリシモ 獨リ正貨ニ於テハ月末ヲ以テ月初ニ比スルニ約四百萬弗ヲ増加 シタリ 例年ノ通り起ルヘキ内地ノ資金需要ハ尙未タ起ラスシテ金融市 場ハ平穩同盟銀行ノ預金ハ減少シ而シテ正貨ハ減少ノ一方ニア リ 内地ニ向テ資金ノ散出アリ、同盟銀行ノ預金ハ月中千五百十二 萬七千弗ヲ減少シタルニ貸付ハ僅ニ百三十九萬五千弗ヲ減シタ ルニ過キス正貨ハ月ノ第三週マテ増加ノ傾向ナリシカ以後減少 シテ遂ニ月末ニ於テ約二百七十九萬弗ヲ減少チ示シタリ 同盟銀行ノ準備ハ漸次減少シテ法定不足點ニ近ツカントシ預金</p>
七月	五七五	六、九六八、一〇〇	
八月	六〇〇	四、二五九、六〇〇	
九月	六〇〇	六、九二二、一〇〇	
十月	五五〇—六〇〇	三、四〇一、〇〇〇	
十一月	六〇〇	一、二、四四二、六〇〇	

西曆年月	割引歩合	金在高増減	摘要
十二月	五五〇—五七五	八、四三四、六〇〇	<p>ハ四千四百萬弗ヲ減少シタルニ貸付ハ三千百萬弗ヲ減シタリ 月末ニ至リテ金融緊縮セリ、同盟銀行ノ貸付及預金共ニ半半頃 ヨリ増加シ正貨ハ月ノ第一週以後漸次増加ノ趨勢ニアリキ 越年後金融ハ大ニ緩和シ月末ニハ日歩及定期貸付歩合共ニ大ニ 低落セリ、同盟銀行ノ預金、貸付、準備ハ毎週大ナル増加チ告 ケタリ 金融ハ靜穩、同盟銀行ノ預金ハ未會有ノ増加チナセシカ貸付モ 亦非常ノ増加チナシ正貨ハ月末ニ於テ著シキ増加チ告ケタリ 月中金融ハ極メテ緩漫、利子歩合ハ安シ、同盟銀行ノ預金貸付 共ニ更ニ大ナル増加チ告ケ準備中正貨ハ約六百萬弗ヲ増加シタ リ、月初大藏卿ハ國庫金預託銀行ニ政府預金ノ二割ヲ組育ナル 指定銀行ニ輸送チ命シタリ是ハ即チ巴拿馬運河買収金支拂ノ爲 ニ佛國へ送金ノ準備ナリシモ延期トナレリ、外國爲替ハ月中チ 通シテ強硬ニシテ殆ト現送點ニ近ツカントセシモ歐洲ニ向テ輸 出シタルモノナシ 月中金ノ輸出甚タ盛ナリ其主ナル原因ハ巴里ニ向ヒ巴拿馬運河 買収金支拂ノ爲メナリ而シテ買収金支拂ニ要スル五千萬弗ノ中 二千七百萬弗ハ國庫金預託ノ銀行ヨリ引出スノ計畫ナリシカ月 ノ三十日大藏卿ハ是等銀行ニ命シテ其預金ノ一割ヲ組育ノ國庫</p>
一月	五五〇—五〇〇	四四、八〇一、七〇〇	
二月	四七五—五〇〇	一、一八七、四、二〇〇	
三月	四二五—四五〇	六、〇三八、四〇〇	
四月	三七五—八	一、八〇六、四〇〇	

西曆年月	割引	歩合	金在高増減	摘要
五月	三七五	四二二	一、九二二、一〇〇	支局ニ轉送セシメタリ、同盟銀行ノ預金ハ非常ニ増加シ貸付モ亦増加セシカ故ニ市場ノ金利ハ低落シ正貨モ亦増加シテ運河買收ニ對スル準備完全セリ
六月	三五〇	四〇〇	一五、九九六、四〇〇	月中金ノ輸出甚々大ナリシモ同盟銀行ノ位置ハ甚々鞏固ニシテ金融界ハ依然緩漫ヲ唱ヘ其預金ノ月ノ第一週ニ於テ増加シ後ナ減少セリ貸付ハ月ノ前半ハ増加セシモ後半ハ減少セリ而シテ準備ハ月末マテハ漸次減少シツ、アリシモ月末ニ於テ増加セリ
七月	三五〇	二七五	三、九二一、〇〇〇	金融ハ緩漫、同盟銀行ノ預金ハ月ノ第一週ト末週トノ間ニ於テ約五千萬弗ヲ増加シ貸付モ亦同期間ニ於テ約三千万弗ヲ増加シ而シテ準備ハ正貨及法貨共ニ増加ノ一方ニアリキ
八月	三五〇	三二五	八、三九六、〇〇〇	金融ハ例年ニナク緩漫、利子歩合ハ安シ、同盟銀行ハ預金及貸付ニ於テ非常ナル増加ヲ告ケ法定準備超過額三千八百九十八年來未曾有ノ巨額ニ達シタリ

西曆年月	割引	歩合	金在高増減	摘要
九月	四五〇	三三〇	三、三二一、八〇〇	增加ハ百七十萬弗ニシテ準備ハ月百二十萬弗ヲ増加セシカ其中法貨ハ却テ五百二萬弗ヲ減シ正貨ニ於テ六百四十萬弗ヲ増加シタリ
十月	四〇〇	四五〇	六、〇〇六、九〇〇	内地ニ向テ資金ノ異動アリタルト共ニ金利ハ上向トナレリ、同盟銀行ノ預金ハ月ノ十七日ニ於テ百二十二萬四千弗ニ達シ其後ノ二週間ニ於テ漸次減少ノ傾向ヲ示シ貸付ハ十月一日ニ於テ百十四萬三千弗ニ達シタリ而シテ正貨ハ二千六百八十八萬七千弗ヲ減シタリ
十一月	四〇〇	四五〇	二、〇〇二、四〇〇	月中金融ハ緩漫、同盟銀行ノ預金ハ月ノ前半ニ於テ殆ト二千萬弗ヲ減シタリシモ後半ニ於テ千百萬弗ヲ増加シ貸付ハ月ノ八日ニ於テ十一億四千五百九十八萬九千二百弗ニ達シタリシモ翌週ニ至リテ千二百萬弗ヲ減シ月末マテ二週間ニ八百萬弗ヲ増加シ準備ハ五百萬弗ヲ減シタリ、英倫銀行ノ金買入相場引上ケノ結果月末ニ至リテ金ノ輸出アリタリ
十二月	四〇〇	四五〇	二、〇〇二、四〇〇	金融引締リノ氣味アリ(十二月一日利子支拂ノ見越シ、金ノ輸出、銀行ノ法定準備超過額ノ減少等ノ影響ニ依リ)十月廿九日ヨリ十二月三日マテノ間ニ於テ同盟銀行ハ千六百萬弗ノ預金、二千七百萬弗ノ正貨準備ヲ減少シタリ、月中紐育ヨリ歐洲ニ向ク千二百萬弗改馬ニ向ク千五十萬弗ヲ輸出シタリ

西曆年月	割引歩合	金在高増減	摘要
十二月	四〇〇—四五〇 <small>歩厘毛</small>	九、四〇三、〇〇〇 <small>歩厘毛</small>	リテ高キモ五歩ヲ出テタルコトナカリキ、同盟銀行ノ預金ハ月ノ初週ヨリ第四週ニ至ルマテ減少ノ一方ニアリキ末週ニ約千萬弗ヲ増加セシモ結局月中ニ於ケル預金ノ減少ハ二千三百八十萬弗ナリ貸出モ亦之ト同ク第四週マテハ漸次減少シテ、アリシカ末週ニ於テ約九百萬弗ヲ増加シタリ而シテ正貨ハ月初來減少ノ一方ニアリキ
一月	三五〇—四〇〇 <small>歩厘毛</small>	二、九七〇、四〇〇	金融ハ依然甚タ緩漫、昨年十一月來金ノ輸出アリテ十一月ニハ千六百萬弗十二月ニハ二千六百萬弗ノ輸出超過ナリ然レトモ殆ト其金額ハ通貨ヨリ取去ラレタルモノニシテ本月ニ入りテモ依然金ノ輸出アリシカ其多クハ合衆國々庫ノ失フ所トナリシヲ以テ金融ニハ何等ノ影響ヲモ及ホサ、リキ、同盟銀行ハ月中預金ニ於テ非常ナル増加ヲナシ正貨モ亦約二三百萬弗ヲ増加セリ
二月	三五〇—四〇〇 <small>歩厘毛</small>	八、三五四、八〇〇	金利ハ月末ニ至リテ引締リタリ然レトモ貸付ニ對スル需要ハ比較的大ナラス、外國爲替ハ月初甚タ硬狀ヲ呈セシモ漸次軟弱トナリ金ノ輸出モ亦大ニ衰ヘタリ、同盟銀行ノ預金ハ月ノ十一日ニ於テ前月末ニ比シ約千三百萬弗ヲ増加セシモ後ヲ減少シテ月末ヲ以テ前月末ニ比スルニ約千萬弗ヲ減シ貸出ハ月ノ最初二週

千九百五年

西曆年月	割引歩合	金在高増減	摘要
三月	三七五—四五五 <small>歩厘毛</small>	一、三六八、三〇〇	間ニ於テ二千六百萬弗ヲ増加シタルモ後ノ二週間ニ於テ二千百萬磅ヲ減シタリ而シテ準備ハ月中千四百萬磅ヲ減セシカ其中八百萬磅ハ正貨ナリ
四月	三七五—四〇〇 <small>歩厘毛</small>	八、二三四、〇〇〇	月中金利ハ急激ナル騰貴ヲナシ通知貸ハ年中ノ最高四歩二分ノ一ヲ唱ヘタリ月中金融界ニ於ケル重要ナル事項ハ日本公債ノ募集ト例ニ依リ四月一日ニ於ケル利子及利益配當ノ支拂準備ナリトス、月中同盟銀行ハ準備ニ於テ千五百萬弗ヲ減セシカ其中千三百萬弗ハ正貨ナリ、外國爲替ハ紐育ニ於ケル金利ノ騰貴ト英倫銀行割引歩合ノ引下ケトノ影響ニ依リ月中概シテ低落ノ一方ニアリキ
五月	二七五—四〇〇 <small>歩厘毛</small>	三、〇九二、三〇〇	金融ハ緩漫、同盟銀行月中ノ變動ハ貸出ニ於ケル百三十萬弗ノ減少預金ニ於ケル七百八十萬弗ノ増加準備ニ於ケル九百九十萬弗ノ増加ニシテ準備中正貨ハ八百二十萬弗ヲ増加セリ

金融ハ依然緩漫、同盟銀行ノ預金ハ最初三週間ハ増加ノ一方ニアリ後チ二週ニ於テ約二千九百萬弗ヲ減シ貸出モ亦之ト同様ノ變動ヲ經過セシカ正貨ハ第一週來減少ノ一方ニアリテ月中竟ニ約千六百萬弗ヲ減シタリ

金融市場ハ月初強持合ノ狀ニアリシモ後チ株式市場不況ノ影響ニ依リテ緩和シタリ、同盟銀行ノ正貨ハ第三週マテ漸次僅少ノ

西曆年月	割引歩合	金在高増減	摘要
六月	三五〇——四〇〇 (+)	一、二一、三〇〇	増加チナスニ過キサリシモ第三週ニ至リ俄然大増加チ告ケ竟ニ月中約千萬弗ノ増加トナリタリ、外國爲替ハ概シテ變動ナシ然レトモ茲ニ特筆スヘキハ佛蘭西銀行カ伊太利ニ向テ金ヲ輸出セシトシテ倫敦ヨリ金ヲ吸收シタル結果紐育ヨリ三百三十萬弗ノ金輸出ノ契約成リシモ該額ノ未タ全部輸出サル、ニ至テサルニ先タチ倫敦ニ於ケル地金相場下落シ倫敦宛巴里參看爲替ノ騰貴シタル爲其後更ニ輸出ナカリキ
七月	四〇〇——四二五 (+)	一、〇〇、八六、八〇〇	通知貸並ニ定期貸共ニ低率ヲ唱ヘタリ、同盟銀行ノ預金ハ第一週中ニ約八百萬弗ヲ減シタリシモ後ノ三週ニ於テ四千百萬弗ヲ増加シ貸出ハ最初ノ三週ニ於テ三千七百萬弗ヲ増加シ正貨ハ増加ノ一方ニテ月中竟ニ約千萬弗ノ増加チ告ケタリ
八月	四二五——四五〇 (+)	一、一〇、四三、五〇〇	農作物出廻資金需要ノ豫想ト株式市場ノ盛況トニ依リテ金融市場ハ引締リタリ、月初來同盟銀行ノ預金準備共ニ減少ノ一方ニアリ、本月末週(九月二日ヲ以テ終ル)ニ於ケル正貨ヲ以テ前月末ノ夫レニ比スレハ千百萬弗ヲ減セリ
九月	四五〇——五〇〇 (+)	一、二一、八二、二〇〇	農作物出廻資金ノ需用及十月一日ニ於ケル利子配當金支拂豫想ノ爲ニ金融市場ハ緊縮、同盟銀行ノ預金ハ著シク減少シ正貨モ

西曆年月	割引歩合	金在高増減	摘要
十月	四七五——五〇〇 (+)	五、四四六、八〇〇	月初金融ハ前月ト同シキ原因ニ依リテ緊縮チ告ケシモ後チ緩和セリ、同盟銀行ノ變動ハ貸付ニ於テ三千萬弗預金ニ於テ三千八百萬弗而シテ正貨ニ於テ五百萬弗ノ減少ナリトス
十一月	五五〇——五七五 (+)	一、六、二一五、八〇〇	月末ノ同盟銀行ノ準備ハ前月末ニ比シテ約千八百五十萬弗ノ減少チ示シ其中千六百萬弗ハ正貨ナリトス而シテ月ノ十一日ニ於テ準備ハ約二百四十萬弗ノ法定準備不足額チ生シタル爲ニ月ノ十三日ニ於テ通知貸ハ二割九歩ニ騰貴セリ
十二月	六〇〇 (+)	六、八二七、八〇〇	本月九日ノ同盟銀行週報ハ再ヒ法定準備不足額チ示シ正貨準備ハ月中約六百八十萬弗ノ減少チ告ケタリ、金融ハ非常ノ緊縮チ告ケ通知貸ハ第一週ニ於テ二割七歩ヲ唱ヘタリシカ第二第三ノ二週ハ一割五六歩ヲ往來シ而シテ第四週ニ入りテハ逐日騰貴ノ傾向チ呈シ遂ニ月ノ二十八日ニ於テ十二割五歩ノ高率ヲ唱フルニ至リタリ
一月	四五〇——五〇〇 (+)	二、〇〇〇、八〇〇	昨年末ノ金融市場ハ一時非常ニ繁忙ノ狀チ呈シ當坐貸利子ノ如キ十割乃至十二割五歩ノ高率ヲ唱ヘシカ新年ニ入りテ漸次緩和シ來リ第三週末ニ至リテハ四歩ニ低落セリ是レ越年後内地ヨリ資金ノ回歸シタルニ因レリ

千九百六年

西曆年月	割引歩合	金在高増減	摘要
二月	五〇〇—五五〇 <small>歩厘毛</small>	七、七六九、二〇〇 <small>歩厘毛</small>	金融市場ハ不意ニ引締リテ當座貸利子ハ一時八歩ニ上リシモ月末ニハ四歩七厘五毛乃至六歩ナ唱ヘタリ本月中旬盟銀行ノ預金貸付共ニ減少ノ一方ニアリキ
三月	五二五—五五〇 <small>歩厘毛</small>	七、七四二、三〇〇	月初ノ金融ハ手硬ク利子歩合ハ強含ナ呈シタリ然ルニ此時恰カモ大蔵卿ハ國庫金千萬弗ヲ地方銀行ニ寄托シ以テ組育ニ對スル資金ノ需要ヲ輕減セシメントシタレハ金融稍緩和シタリ然レトモ此緩和ノ狀態ハ久シク持續セス月半ニ至リテハ炭礦地方ニ於ケル勞働者ノ紛擾アルセシラス會議ノ行儀等ノ爲メニ形勢一變シ金融大ニ緊縮セシカスクテ月末ニハ決濟資金ノ需要及ヒ内地ニ向ケ通貨ノ散出カリシ爲メ市場甚々逼迫ノ狀ニ陥リタリ
四月	五五〇—六〇〇 <small>歩厘毛</small>	八、八三九、三〇〇	越月市場ハ引續キ緊縮ノ狀態ニアリ月ノ五日當座貸利子三割ノ高歩ヲ唱ヘ之ト同時ニ同盟銀行ノ位地モ亦々頗ル薄弱ヲ示シタリキ於是乎大蔵卿ハ市場救濟ノ目的ヲ以テ數個ノ國立銀行ニ許スニ組育ニ向ケ輸送中ノ金塊ニ對シ相當ノ擔保ヲ徵シテ國庫ヨリ同額ノ金ヲ引出ス(政府預金ヲシテ)ノ特權ヲ以テシタリ而シテ之ニ因リ同盟銀行ハ正貨準備ヲ增加スルコトヲ得タリ月ノ十八日桑港ニ大震害アリ爲メニ多額ノ資金ハ地方方面ニ向テ散出セリ

西曆年月	割引歩合	金在高増減	摘要
五月	五〇〇—五五〇 <small>歩厘毛</small>	五、七五三、三〇〇	桑港震災ノ影響トシテ月初ノ組育市場ハ頗ル繁忙ノ狀ナ呈セシカ上記ノ如ク國庫力運送中ノ金ニ對シテ全額ノ金ヲ組合銀行ニ預入ルルコトトナリタルニ拘ラス對英爲替ハ尙ホ充分伸力ヲ示ササリキ然ルニ既ニシテ其効果表ハレ第二週以後ニ至リテハ全ク緊縮痕跡ヲ止メサルニ至レリ
六月	五〇〇—五五〇 <small>歩厘毛</small>	六、二〇三、五〇〇	前月末ヨリ續々桑港ヨリ資金ノ回歸アリテ本月ニ入り金融ハ層一層緩和ノ傾向ヲ呈シ來リ組合銀行ノ正貨準備モ亦著シク増加シタリ如斯月中概シテ緩慢ナリシモ唯月末ニ於テハ七月一日諸會社利子支拂ノ影響ヲ受ケテ幾分金利ノ引締ヲ見タリ
七月	五五〇—五七五 <small>歩厘毛</small>	七、二六六、四〇〇	金融緩慢面カモ月末ニ反シテ農作物非常ニ豐穰ナルヘキ見据ケタルカ爲メ其出廻資金ノ需要ヲ見越シ割引歩合ハ月初五歩乃至五歩五厘ヲ唱ヘタリシモ月末ニハ五歩五厘乃至五歩七厘五毛ニ小締リタリ月末同盟銀行ノ準備ハ前月全期ニ比シテ約九百五十萬圓ヲ増加セシカ其中七百三十萬圓ハ正貨ナリトス
八月	六〇〇—七〇〇 <small>歩厘毛</small>	八、四一八、一〇〇	月初ハ資金ノ供給甚々潤澤ニシテ當座貸利子ノ如キ辛ク二歩ヲ出テシニ過キサリシカ既ニシテ農作物出廻資金ノ需要起リ當座貸利子モ亦四歩ニ騰貴シタリ然ルニ月半ニ於テハ少シク緩和ノ模様ニテ當座貸利子モ亦一時小緩ミシモ既ニシテ市場ハ再ヒ緊

西曆年月	割引歩合	金在高増減	摘要
九月	六五〇—七〇〇 <small>歩厘毛 歩厘毛</small>	七、二九四、五〇〇 <small>歩厘毛</small>	<p>縮チ加ヘ來リテ利子歩合ノ騰貴ヲ促シタリ</p> <p>月半チ通シテ金融甚々緊縮ノ狀ヲ呈シ金利常ニ高歩チ唱ヘタリ是レ蓋シ各種産業ノ勃興擴張ニ加フルニ農作物ハ空前ノ豊饒ヲ告ケタルニ依リ自然此好氣配ニ連レ各方面ニ投機熱ノ旺盛ヲ誘致シ從テ資金ノ需要チ増加シタルニ基因セリ於是乎大藏卿ハ市場救済ノ目的ヲ以テ本年四月ノ例ニ倣ヒ金ノ輸入ヲ便ナラシメントシ金輸入ノ契約ヲナセル銀行ハ有價證券ヲ寄託スレハ該金ノ到着以前ニ國庫ヨリ全額ノ金ヲ引出スコトヲ得ル旨ヲ公告シタリ且又市場ハ如上ノ方法ニ依リ政府ノ援助ヲ得タル以外ニ海外ヨリ多額ノ金ヲ吸收シ得タリシモ尙ホ當時ノ金融界チ全ク救済スルニ至ラザリキ</p> <p>月初利子歩合ハ高歩チ唱ヘタリシモ月半ニ至ル迄ハ弱含ノ狀ニアリシカ會々英倫銀行カ金ノ流出防遏策トシテ月ノ十一日十九日ノ兩度ニ其公定歩合ヲ引上ケルヤ其影響トシテ對英爲替ノ騰貴トナリ遂ニ金ノ輸入ヲ杜絶セリ加フルニ内地井ニ加奈太ニ向テ資金ノ散出アリシカ爲メニ金融再ヒ引締リタリ</p> <p>月初來資金ハ漸ク内地ニ向ケ散出チ初メタルカ爲メニ例ニ依リ</p>
十月	六〇〇—六五〇 <small>歩厘毛</small>	一、〇三三、三〇〇 <small>歩厘毛</small>	

西曆年月	割引歩合	金在高増減	摘要
十一月	六〇〇—六五〇 <small>歩厘毛</small>	九、三三三、四〇〇 <small>歩厘毛</small>	<p>全盟銀行ハ大ニ現金在高チ減シ隨テ當座貸利子ハ往々一割チ唱ヘタリ於是乎銀行家ハ貸出ヲ減リタルカ爲メ預金ノ減少チ來スニ至リ月半ニ於テハ當座貸利子ノ二割ノ高歩ニ達シタルコトサヘアリキ然ルニ其後資金ノ供給漸次多キチ加フルニ至リ利子歩合ハ幾分引緩ミ全盟銀行ノ準備モ亦漸ク増加セリ然レトモ要スルニ本月モ亦市場ハ緊縮ヲ免レザリキ</p> <p>月中チ通シテ金融著シク緊縮ノ狀アリ當座貸利子ノ如キ第一週ニハ最高三割六分ナリシカ年末ニハ遂ニ四割五分チ唱ヘタリ其他利子歩合何レモ皆昇騰セリ、大藏卿ハ或ハ支拂期以前ニ公債ノ利子ヲ無割引ナリテ支拂ヒ或ハ公債ノ買上ニ依リ或ハ又爾後政府預金ノ擔保トシテハ千萬弗ヲ限リ政府公債證書ニ限ラス其他種々ノ證券ヲ以テ代用スルコトヲ許シ依テ以テ市場ノ救済ニ努メタリ</p>
十二月	六〇〇—六五〇 <small>歩厘毛</small>	五、六九三、二〇〇 <small>歩厘毛</small>	

第一號 東京興信所規則

第一條 本所は銀行其他商工業者に營業上の便利を與ふるの目的を以て本所定むる所の地域内に在る會社社團及個人の資産信用及營業上の狀況を調査報告するを以て業務とす

第二條 本所は會員組織にして會員を分ちて發起會員特別會員及通常會員の三種とす

第三條 本所は會員に限り報告するものなるを以て會員は其受けたる報告の事項は之を第三者に漏らすを得ず

第四條 發起及特別會員は毎年金二百圓以上を通常會員は毎年金二十五圓以上百五十圓以下を加盟金として出金し別に報告料として問合に對する報告一件に付金五十錢を仕拂ふものとす

第五條 發起會員及特別會員は隨意に問合を爲すことを得るのみならず本所の業務上調査したる事件は速かに之を報告し規定の地區外に渉るものと雖もど

調査の道あるものは其囑托に應じて之が調査を遂げ其便に供するものとす

第六條 通常會員は分ちて左の四種とす

一種會員 加盟金額 一ケ年 金百五十圓

右會員は隨意に問合をなすことを得るのみならず本所の業務上調査したる事件にして會員に關係ありと認むる者は速に報告すべし

二種會員 加盟金額 一ケ年 金八十圓

右會員は一ケ年百回以下の問合を爲し其報告を受くるものとす

三種會員 加盟金額 一ケ年 金四十圓

右會員は一ケ年五十回以下の問合をなし其報告を受くるものとす

四種會員 加盟金額 一ケ年 金二十五圓

右會員は一ケ年二十回以下の問合をなし其報告を受くるものとす

第七條 加盟金は毎半期分前金とし半期中途に加盟するものは月割を以て計算し又月の半ばに加盟するものは其日數に拘はらず一ヶ月分を徵集するもの

とす又報告料は毎月計算して其仕拂を受くるものとす

第八條 會員若し半期中途に於て加盟を斷ることあるも既に受取たる加盟金は一切之を返却せざるものとす

第九條 本所に加盟せんと欲するものは左の書式に倣ひ加盟申込書及誓約書を差出すべし

加盟申込書

拙者儀今般特別(通常一種二種三種四種)會員として貴所へ加盟致度候に付問合切符御廻附相成度別紙誓約書印鑑相添へ此段申込候也

年號月日

地名番地

職業 何 誰 印

東京興信所御中

誓約書

拙者儀今般特別(通常一種二種三種四種)會員として貴所へ加盟致候上は總て

規則を承認し左の條項堅く相守可申候

一、總て問合は拙者又は豫て貴所に届け置きたる代理人に限ること

二、拙者の名義を以て第三者に貸し又は拙者の名義を以て第三者の爲に問合を爲さざること

三、貴所の報答は口答たると印刷物其他の書面たるとを問はず總て秘密にし決して第三者に漏さざるべし且報答を受けし事項に就ては公私を問はず貴所又は貴所員をして推問を受くるが如きことを爲さしめざるべし

四、貴所の報答の當否并に其會社社團若くは個人に與ふる信用の度合等の如きは拙者自ら之を判斷し一切貴所に其責を歸せざること

五、此誓約に違背するか又は故意若くは過怠の爲め生じたる損害に對しては拙者に於て辨償の責に任じ代理人を以て問合を爲したる場合と雖も拙者に於て其責務を負擔すること

誓約書仍て如件

年號月日

甲二號

地名番地
職業 何 誰 印

東京興信社御中

第十條 凡そ本所に對する問合は本所より豫め配附したる問合切符を以てすべし

但し發起特別及通常一種二種會員は口頭を以てするも妨げなし

第十一條 問合は問合切符一枚に付一會社一社團又は一人に限るものとす

第十二條 會員は代理問合人を設くることを得

但其人員は二名に限り其姓名地名職業は明記して本所に届け置くべし

第十三條 會員若くは代理問合人は豫め印鑑を本所に差出し置き問合の節は必ず之を捺すべし

第十四條 此規則を變更するときは前以て會員に通知すべし

第三號 有價證券當座保護預規程

第一條 本行は本行披封保護預規程第七條本行は披封保護預けを爲さんとする者の請求に依り本規程の外別に定むる所の有價證券當座保護預規程に従ひ特に保護預通帳切手帳を交付することあるべしに基き左の規程に従ひ有價證券の當座保護預を爲すべし

第二條 有價證券の當座保護預を爲さんとする者は第一號書式の申込書に取引上使用すべき署名及印鑑を添へ之を本行に提出せらるべし但場合に依り保證人を立てしむることあるべし

第三條 本行に於て前條の申込を承諾したるときは第二號書式の有價證券當座保護預通帳及第三號書式の切手帳を交付すべし但本行の都合に依り有價證券の預け入ありたる後切手帳の交付を爲すことあるべし

第四條 通帳の交付を受けたる者は預け入るべき有價證券に第四號書式の記番號目錄を添付し通帳と共に之を本行に提出せらるべし

第五條 前條の有價證券が記名式なるときは記名者毎に又二種以上なるときは其種類毎に該證券に關する必要の處分及手續を爲すとの委任狀を添付せらるべし

第六條 本行に於て有價證券を受入れたるときは通帳に記入し之を預け主に返還すべし

第七條 利賦札の附着すべき有價證券にして支拂期日又は支拂期間開始前の利賦札を切離したるもの及び毀損汚染若くは其他の事由に依り取引し難きものと認めたる有價證券は其保護預を謝絶することあるべし

第八條 本行は必要と認むるときは當座保護預を爲すべき有價證券の種類を限定することあるべし

第九條 本行は當座保護預を爲す有價證券の券面又は額面に依り又其拂込未済若くは賦札落のものは實際の計數に依り一ヶ月に付左の割合に従ひ預け主より保護預手数料を申受くべし但預け入又は拂出の月は其日數に拘はず總て一ヶ月を以て計算す

一 壹萬圓未満

金拾六錢

二 壹萬圓以上
拾萬圓未満

壹萬圓を金拾八錢とし以上
壹萬圓迄毎に金拾貳錢を加ふ

三 拾萬圓以上

拾萬圓を金壹圓貳拾錢とし以上
壹萬圓迄毎に金七錢を加ふ

特別の事情ある場合に於ては本行は前項の手數料を申受けざることあるべし
第十條 當座保護預の手數料は預け入の月より順序に三ヶ月分宛を其翌月五日迄に申受くべし但都合に依り前納を受くることあるべし

解約の場合は於ては手數料は月割を以て直に之を申受くべし

第十一條 既に受取りたる手數料は計算の誤謬ありたる場合の外如何なる場合に於ても之を返戻せず

第十二條 本規程に依りて預け入れられたる有價證券は切手に依るに非ざれば之を引出すことを得ざるものとす

第十三條 切手には一枚に付有價證券一種類を限り記載すべし

第十四條 第五條に依り委任狀を添付したる有價證券にして一委任狀に記載せられたるものは委任狀を分割して本行に提出せらるゝに非ざれば其一部分を

引出すことを得ず

第十五條 前條に違背して一委任狀に記載せられたる有價證券の一部分に付切手を振出したる者は切手持人又は本行の請求に依り何時にても分割したる委任狀を交付するの義務を負ふものとす

第十六條 預け入れたる有價證券引出の切手を擔保に供する場合に於て當事者の請求あるときは本行は其有價證券の質入裏書其他必要の手續を爲すことあるべし

第十七條 本行は切手持人の請求に依り切手に對し保證を爲すべし但既に保證したるものあるときは預入現在額面金額より其保證したる額面金額を控除したる殘額に限り之を保證すべし

第十八條 前條に依り切手に保證を爲したる有價證券は保證切手に對してのみ之を拂出すものとす

第十九條 保證したる切手の所持人其切手を喪失したるときは速に其旨を本行に届出らるべし本行は其事實を認めたる上所持人の費用を以て公示催告の手

續を爲し無効の宣告ありたる後にあらざれば其有價證券の拂出を爲さざるものとす

第二十條 本規程に違背し又は預け入高に超過して拂出したる切手に對しては本行は保證又は有價證券の拂出を爲さざるものとす

第二十一條 本行は切手持參人の權限を調査する權利を有するも其義務を負ふことなし

第二十二條 引出又は切手の處分に依り保管有價證券の現在高に異動を生じたるときは預け主は通帳を提出し其記入を受らるべし

第二十三條 預け主又は本行は何時にても有價證券現在高の突合を求むることを得

第二十四條 保管有價證券の利賦札は支拂期日又は支拂期間開始の日に之を切離し受取書と引換に之を預け主に交付すべし但預け主より特別の要求あるときは利賦札を切離さざることあるべし

第二十五條 前條に依り切離したる利賦札にして切離後三ヶ月を経過するも預

け主其受取方を申出さるときは本行は預け主の費用及危険を以て之を其住所に送付することを得

第二十六條 本行保管有價證券の取引は其引出の日が第二十四條の利賦札切離に在るときは其切離札を取除きたるものとす但第二十四條但書の場合は此限に在らず

第二十七條 第二十四條に依り切離すべき利賦札の取立を希望する者は豫め其依頼書を本行に提出せらるべし

第二十八條 前條の場合に於ては取立に要する實費及相當の手續料を申受くべし但特別の事情あるときは手数料を申受けざることあるべし

第二十九條 預け主は切手帳又は切手の紛失若くは盜難等に因りて生ずる總ての損失を負擔すべし

前項の場合に於ては預け主は遲滯なく其旨を本行に通知せらるべし

第三十條 汚染又は破損したる切手帳は之を本行に返還せらるべし

第三十一條 當座保護預を爲したる有價證券を相續したる者通帳の名義書換を

爲さんとする場合に於ては被相續人あるときは被相續人、被相續人なきときは被相續人の親族二名以上の連署を以て第五號書式の請求書に該通帳を添へて本行に提出せらるべし但場合に依り相續の事實を證明すべき書類の提出を求むることあるべし

第三十二條 預け主解約を爲さんとするときは通帳及切手帳を本行に返戻せらるべし

第三十三條 預け主は解約後と雖も既に生じたる義務を免がるゝことなし

第三十四條 本行は都合に依り何時にても有價證券の當座保護預を解約することを得此場合に於ては預け主は通帳及切手帳を本行に返戻せらるべし

第三十五條 本規程に規程せざる事項は本行披封保護規程を準用す

第一號書式

當座保護預取引申込書

貴行有價證券當座保護預規程及切手用法とも承諾の上向ふ何ヶ年又は何ヶ月間取引致度此段申込候也

第四號 トレンス法の内容

○登記部長の職務及權限

(上畧第三條までは法律の名稱用語の定義なるに由り畧す)

- 一、本法に規定したる方式の執行は之を登記部長に委任す
- 二、登記部長の任命及代理
- 三、宣誓の件
- 四、登記部長より發したる書類にして登記部長は之を手證し又は其命令に依りて記載せられ之に官印を押捺し且登記部長自ら署名し又は其代理人の署名あるものは反證あるまでは證據として之を受理し且之を公正と推定す
- 五、官印の件
- 六、登記部長は總督の認可を経て本法附録の方式を變更することを得
- 七、本法の規定を回避せんが爲め登記部長の印章を偽造し又は登記部長の發したる方式を詐欺を以て變造したる者に對する刑罰

八、登記部長は左の職權を行ふを得

- 第一 登記部長は不動産をして本法の支配を受けしむる爲め出頭する所有者又は其他の人に對し又は本法の支配を受くる不動産に關し抵當權負担を設定し又は滌除を行はんと欲する者に對し其不動産に關する遺贈書其他の證書の提出を求むることを得
- 第二 登記部長は所有者及抵當債權者を證人として召喚し且之をして不動産に關し本法の爲めに採用すべき證書を提出し又は陳述を爲すことを請求することを得其請求に應ぜざる場合に於ては百リドル以下の罰金に處す又請求に應ぜざる場合に於て登記部長が其陳述及證書を以て重要と認むるときは登記部長は其申請に係る登記手續を拒むことを得べし
- 第三 登記部長は其訊問する人に對し宣誓を求め又は其陳述の眞正なることを記載したる書面を提出せしむることを得
- 第四 登記部長は重要と認むる證據を檢したる上證書検査官と協議し權限證明書又は臺帳の錯誤を訂正し其の脱漏を追補することを得改竄に係る文字

を抹消し又は読み難くせざるやを注意し且訂正又は追補を爲したる年月日を記入すべし此の如く訂正追補せられたる権原證明書及臺帳は錯誤又は脱漏なきときと全一の効力を有し且其効果を生ずるものとす但訂正又は追補を爲す前に登録せらるべき証書に對しては効力を及ぼすことなし

第五 登記部長は王室又は失踪者又は無能力者の名義を以て王室又は無能力者に屬すと推定したる不動産に關する所有權の移轉又は契約を停止することを得登記部長は又濫りに隣接地の境界を定め之が爲め第三者の權利侵害せらるゝと認むるときは之を停止することを得

九、本法の支配を受くる所有權に關し必要なる審問中登記部長を補佐すべき證書検査官を任命することを得

十、證書検査官は法律家にして且該權限に關する事件に對し毫も直接又は間接の利害關係を有せざる者たるを要す

十一、登記部長及證書検査官は本法施行上發生する疑問に關し裁判所の意見を徴することを得

○當然本法の支配を受くる不動産

本法施行の當時王室より未だ拂下げざる殖民地の土地は其未開地たると公用地たるとを問はず後日完全なる所有權を讓與せらるゝときは本法の支配を受くるものとす

○不動産をして本法の支配を受けしむるに付必要なる

資格を有する者及其遵由すべき手續

一、本法施行前王室より完全なる所有權を讓與せられたる土地は其拂下の一部分と全部たるとを問はず總て左の手續を履行して本法の保護を受くることを得申請書は之を登記部長に提出すべく其記載方は附録第一方式又は之と同様の文體に依るべし又該申請書は左記の者より發するに非れば受理することを得ず

土地の完全なる所有權を取得したることを主張する者然れども管財人にして本法の支配を受けしめんと欲する不動産を賣却するに付明示の權限を有せざるときは最初其土地の所有權を相續したる者の承認書を申請書

に添附することを要す

不動産の収益権を有することを主張する者、但婦は夫の承認を経べし

未成年者なるときは父、若し父なきときは母又は後見人

白痴又は無能力者なるときは親族會議又は後見人

但不動産の不可分所有権を有する一部の者の申請に係るときは他の共有者が該所有権全部をして本法の支配を受けしむることを承諾するにあらざれば登記部長は之を受理すべからず又不動産上に抵當權を設定したる者は抵當債權者の承諾を得るにあらざれば本法の適用を求むることを得ず抵當債權者は其證書上抵當物體を賣却する權能あることを記載するに非ざれば本法の適用を求むることを得ず又敗訴言渡の目的と爲りたる不動産の所有者は對手たる勝訴者の承諾を経て出願することを要す

二、申請人は其申請書に於て其不動産に關する自己の所有權又は其他權利の種類及普通法上又は正義上直に又は將來に於て他人に歸屬すべき物權の種類を記載し又不動産に豫贈資産に供したるや否占有せられたるや否若し占有せられ

たるときは占有者の氏名身分、占有の權限並に若し知得るときは隣接地の占有者及び所有者の氏名、住所を記載すべし申請人は又前示記載事項の真正を證する旨を附記し且不動産に關する申請人の權限を構成又は變更する書類にして自ら所有し又其權内に在るもの並に地圖又は圖案を登記部長に提出することを要す申請人は又下記二個の書類を申請書に添付すべし第一、自己權限の真正を證明する要領書要領書に於ては權限を變更する一切の書類を説明し成るべく此等書類の爲め不動産に關し權利を有する人の氏名住所を記載すべし第二、不動産に關し申請人の權内に在る書類を其提出し又は表示したる書類のみなることを言明する書類、此場合に於て不動産に關し權利を有する者は申請人のみなるときは之に署名すべし

三、登記部長が申請書を受理したるときは之を證書検査官に廻附すべし若し申請人が出願の目的たる不動産の直接最先拂下者にして其賣買證書、抵當證書又は其他申請人の權限を生ずべき性質の行爲が毫も登記しあらざるときは登記部長は左に掲ぐる文例に依り權原證明書を利害關係人に交附し以て其不動産に

して本法の支配を受けしむべし

四、證書検査官に於て不動産が現實に申請人の所有に屬し且つ抵當又は物權を設定せず又は抵當債權者又は其他關係人に於て申請書に署名したることを認むるときは登記部長は該申請書を官報に一回及び殖民地新紙中少くも一新聞上に三回公告せしむべし登記部長は一箇月以上一箇年以下の期限を定め其期間内に於て故障の申立なきときは期限經過後其不動産をして本法の支配を受けしむべし

五、消滅せざる抵當權又は其他の負擔の存在したるとき申請書に連署せざる不動産上關係人(賃借人以外の)存在するとき又は申請人の提出したる所有權證明にして不備又は違法なるときは證書検査官は直に申請書を却下することを得又は之を殖民地の各官報、倫敦「ガゼット」並に濠洲他殖民地の各官報上に數回公告することを得其期間は登記部長之を定む登記部長は最初公告の日より二ヶ月以上三ヶ年以下の期間を定め此期間内に故障の申立なきときは期間經過後其不動産をして本法の支配を受けしむ

六、登記部長は職權又は申請人の請求に依り申請人の費用を以て申請書に表示したる各人に對し申請に關する通知を發することを得登記部長は此等の通則の證據を其登記所に保存すへし利害關係人か通知を受けたる證據又は申請を知得したる證據は本法の保護を受くる者の爲め必要の時期に於て通知に接したる者の起訴すへき取戻又は賠償の訴權を無効ならしむる効力を有す

七、登記部長は裁判所より訓示する方法に従ひ申請の目的を公示し且登記所内人目に觸るゝ場所并に適當と認むる場所に於て附屬地圖又は圖案と共に公告文の謄本一冊を備置くへし登記部長は又權原調査上利害關係ありと認むる者に對し特に意見を徴し一定期間内に故障の申出なきときは權原證明書を下附すへし

○權原證明書下附に對する故障

一、不動産に關し權利を有すと主張する者は法定期間内に自身又は代理人を以て登記部長に對し故障を提起することを得故障申立人は(第二號方式に依り)登記部長に對し不動産を本法の支配に屬せしめざることを求むへし故障申立書に

は主張する権限の種類を明示し且故障の基礎たる権原證明書の謄本及第十七條に規定したる如く申立事項の真正なることを附記すへし

二、登記部長か法定期間内に提起したる故障を受理したるときは之を申請人に通知し且故障の除却又は管轄裁判所の判決あるまで一切の手續を停止す

三、登記部長に對し故障の申立を爲したる日より三ヶ月内に故障申立人に於て所轄裁判所に對し故障理由書を提出して其主張する物權に關する權原を證明せざるとき又は裁判所より登記部長に對する申請却下の命令書を登記所に提出せざるときは故障は消滅するものとす

四、故障申立人の請求する所單に一定の期限に至らされは實行することを得ざる權利又は反證あるに非されは實行することを得ざる權利に關するとき又は故障申立人の理由とする所單に前賣主又は前取得人の能力に關し適法の證據欠缺に在るときは登記所長は故障を棄却すへし

五、登記部長又は證書検査官か申請を却下したるときは申請人は却下理由書を請求することを得又登記部長の喚問を裁判所に請求することを得裁判所は登記部

長に審問したる後不動産を本法の支配に屬するの許否を決す其許可の場合には本法に従ひ故障申立期間を定むへし

六、取調の爲め召喚を受けたる者は申請人の權原の効力に關し争訟することを得其訴訟費用は總て申請人の負担とす

七、申請人は權原證明書下附前に其申請を取下くことを得登記部長は署名ある取下願書一覽の上提出に係る書類を總て申請人に還附すへし

○權原證明書の下附

一、登記部長か權原證明書を下附したるときは申請書に添付したる書類に印紙を貼用し捺印し之を保存すへし但該書類か同時に他の所有權に關係あるときは該書類を所有者に還附する前に書類中本法の支配を受くべき不動産に關する部分の欄外に其旨を記入すへし

二、申請中申請人又は其他代理人か權原證明書の下附を受くるに先たち死亡したる場合に於ては死亡したる申請人又は代理人の名義を以て該證明書を下附し利害關係人の死亡に先だち權原證明書を下附したるものと見做して不動産移

轉の効力を生ずるものとす

三、登記部長は臺帳を備置き之に拂下證書及權原證明書の副本を挿入し且各不動産に關する證明書の條款を附記すべし此際一不動産毎に一項を設くべし

四、權原證明書は第三號方式に依る正本二通を調製すべし登記部長は將來不動産に關し登記を申請するか又は之を聞知する抵當權、負擔、賃貸、地代其他の物權を之に記入し其順位を示すべし

未成年者又は無能力者に權原證明書を下附するときは未成年者の年齢又は無能力の原因を證明書に記入すべし

正本の一は之を臺帳に挿入し他の一は之を關係人に下附すべし

登記部長が適法に署名捺印したる權原證明書は其記載事項及其登記に關し法廷の信用を有し之に指定せられたる者は之に記載したる權利を實際に享有する證據となるべし

權原證明書の下附申請書記載事項の不備又は違法又は申請書に添付したる書式の違法を理由として權原證明書を否認し又は之を無効とすることを得ず

○證書を臺帳に登記する事

一、不動産の拂下證書及び權原證明書にして登記部長より其臺帳中に於て占領すべき巻次及枚數の記入を受くるときは本法の支配を受けんが爲め登記したるものと推定すべし

右の如く登記したる不動産の讓與證書其他負擔を記載したる證書にして文言上拂下證書又は權原證明書に記載したる枚數を以て臺帳に記入せられたることを證するときは亦登記したるものと推定すべし

右文言に於ては證書作成の日時を指定し登記部長の署名を受くべし斯の如く登記したる證書中に指示しある人は利害關係人として臺帳上同一資格を以て記入せられたる者と推定す

二、本法に定むる書式の一に従ひ取交ぜたる證書にして臺帳に登記せらるゝときは該臺帳に編入せられ其一部を爲すものと推定す此編入の事實に依り署名者間に於て證書に官印を押捺して送付せられたると同一の義務を發生す
登記の爲め提出する證書は原本二通を作製すべし其一は登記部長に於て之を

其記録課に收め他の一は之を關係人に返付す

○所有者及共有者に對する權原證明書の下附

- 一、用益者又は所有權の支分權を構成する其他の物權を有する者に對して其權原證明書を交付するときは所有者の資格を以て收税臺帳に其記入を求むることを得此請求は手續第二に規定せる權原證明書交付の請求と同一の形式を以て之を行ひ登記部長は權原證明書の裏面に日時 of 指示と共に所有權者が其資格を以て收税臺帳に其記入を爲したる旨を記入すべし保險基金に對する拂込の外其費用は權原證明書の交附に對する場合に同じ次項課税
- 二、右の如く登記せられたる所有者又は其承繼人は本法規定の方式に従ひ其登記せしめたる物權を抵當質入し又は其他の負擔を設定することを得此條件を以て所有者が爲したる權利の移轉抵當契約等は本法の利益を享くべき不動産に關する類似の契約と同一なる登記の手續に従ふ
- 三、用益權又は其他所有權の支分權が消滅に歸し若くは混同に由りて同一人に對して所有權と併合したるときは登記部長は權利移轉の結果たる權原證明書の

無効に關し以下に規定する規則に従ひ用益者に交付せる權原證明書を取消し而して完全なる所有者に對して其權原の新證明書を交付することを得然れども登記部長は其不動産をして本法の利益を享くことを得せしめんが爲めに成規の手續に従ひ且保險基金の拂込と共に同一の費用を以て所有者の權原證明書を交付することを得

- 四、權原證明書の交附せられたる終身物權が消滅したるときは其權利の歸着者が該不動産上に行使すべき權利を本法の規定に従はしむべき手續を爲さざる間は其物權の存する不動産を適法に讓與し又は負擔を課することを得ず用益者又は使用者が承諾を爲し而して本法に定むる方式に従ひ其登記を爲したる賃貸借、抵當及其他の負擔は右用益者又は使用者の死亡の爲め毫も障害を受くるものに非ず

- 五、不動産又は物權の共有者として收税臺帳に登録せられたる二名又は多數の者は生存者の權利と共に互に共有者と推定せられ其不可分の事情を指示せる各別の權原證明書を受領するものとす

○課税

王室の直接特許若くは所有者の請求に由り不動産が始めて本法の制度の下に置かれたるとき又は遺囑又は無遺囑に由り既に登記せられたる不動産の移轉の場合に於ては附録第十四號に由りて其租税を納付することを要す
租税は其不動産に對する王室の直接特許の場合には不動産の價格に由り其他の場合に於ては權原證明書交附請求者若くは其相續人が宣誓を爲し又は合式に陳述したる價格に由りて之を算定す
然れども登記部長が右陳述の正確に付疑を懐くときは不動産價格の證明として採用せらるべき鑑定人の證明を求むることを得

○保險基金

右の如く徵收したる税金は之を殖民地出納官に交付し保險基金を作成せんが爲めに之より生ずる利子と共に之を殖民地政廳の各金庫に納入す
右基金は不動産が本法規定の適用を受けたるが爲め又は權原證明書の交付若くは本法規定の適用を得たる者に對する回收行使の障礙を爲すべき證書の記入の

爲め所有權又は物權を喪失せんとする者に對し裁判上認知せられたる債權の支辨に充つ

保險基金不足の場合に於ては右賠償金は殖民地の總基金を以て之を支辨す
後見人、管財人又は其他無能力者に對して之と同一の任務を有する者の瀆職又は懈怠に基因せる損失の爲め保險基金に對し賠償を要求することを得ず

○證書登記の法律上の効果

一、本法の規定に従ふべき不動産を目的とせる所有權の移轉、抵當權の設定證書は本法に由り登記を爲したる後にあらざれば其効力を生ぜず
然れども證書登記の事項の爲め其證書が構成する一切の權利は證書面に明示せられ又は法文に由り默示の結果と見做さるべき條件及躰様を以て關係者に對して之が移轉を爲すものとす
同一の不動産を移轉し又は之に對して負擔を設定するの目的を以て同一所有者が作製したる二個の證書が同時に登記部に提出せられたるときは登記部長は右二個の證書中出願人が特許證書原本又は權原證明書を提出したる分に對

して登記及裏書を爲すことを要す

二、他人か不動産上に存する権利の性質及原因の如何を問はず該不動産は詐欺の場合を除き登記を経たる所有権者に對して臺帳記載の結果たる負擔權利及地役に非れば之を負擔せず但他の所有者か本法に従ひ登記したる日附先の權原證明書若くは特許に由り同一の不動産を要求するときは此限にあらず

指示の脱漏又は不明に係る通行地役其他誤謬の經界は之を例外とす

三、臺帳に證書の記載を爲すときは登記部長は權原證明書の副本に右記載の事を記入すべし但し登録長官か其提出を要せずと認めたるときは此限にあらず
登記部長は該證書登記の日時を前記證書の裏面に記入することを要す登記部長の署名及捺印せる右記入は其内容及其證書の登記に付法廷に於ける證據力を有す

四、不動産か本法規定の下に置かれたる後は如何なる特許者又は抵當債權者と雖も權原證明書より以前の日付を有せる所有の署名ある契約書又は義務書を提出することを得す但右證書か不動産に對する負擔として臺帳又は權原證明書

に記載せられたるものは此限にあらず

然れとも前項の規定は高等裁判所判事の命に依りて認可せられたる書類の提出を妨げず

五、本法規定の下に不動産を置きたるか爲め未必的復歸權を消滅するものにあらず然して權原證明書に其權利者として指定せられたる者は其復歸すべき所有權の總支分權に付其全範圍に於て其權利を行使することを得

○所有權の移轉

一、本法規定の下に置かるべき不動産を賣買せんと欲するときは賣主は第四號方式に由り證人の證明を経且權原證明書に右賣渡不動産の記入を爲す所有權移轉の證書を作製すべし此記録には右不動産上移轉に關する權利負擔及抵當を明記すべし其賃貸に附したる場合には賃借人の指定及賃貸借契約書を記載することを得

二、移轉證書か權原證明書に包含せる不動産の全部又は一部分又は一部分に付完全なる所有權の移轉を目的とするときは賣主は右權原證明書に之を添付する

を要す登記部長は該證明書記載不動産の全部又は一部分の移轉たるに否とに従ひ取消の記載事項中に其移轉の状況を記入し以て該證明書より其全部分又は一部分の取消を爲すことを要す

三、登記部長は登記を受けたる取得者又は其他の譲受人に對して移轉證書に記載せる不動産の全部又は一部分に關する新權原證明書を交附することを要す此新權原證明書は最初の特許者又は移轉證書に關するものとす

登記部長は全部又は一部分抹消に係れる權原證明書を取上げ所有權者に對して賣渡しなき部分の新證明書を下附し該部分に係る全部又は一部分の取得者に對して其新證明書を交付するものとす

四、本法の規定を受くべき不動産上に本法の制度の下に置かれたる不動産の爲めに地役又は不動産年金以外の無牒權利を設定したるときは登記部長は其臺帳に之が設定證書を登録することを要す

○貸 貸 借

一、本法規定の下に置かれたる不動産を賃貸に附せんとし又は復歸權を留保して

畢生間又は三年以上之を拋棄するときは其所有者は證人の證明を経且權原證明書の指示に基き第五號方式に由り賃貸借契約書を作成することを要す

抵當又は負擔設定契約書登記後作製したる賃貸借契約書は其登記以前に於て抵當債權者又は質取債權者の承諾を経るにあらざれば之に對抗することを得す

二、賃借人は賃貸借契約書又は分離せる約束書中に完全なる所有權を買收するの權利を留保することを得此場合に於て取得の價額該權利を行使すべき時期其他契約の必要條件は賃貸借契約書に記載せらるゝことを得す賃借人が取得の契約を履行するときは賃借者は移轉證書を作製し且所有者の移轉に必要な方式を充たすことを要す

三、本法の規定に従ひ登記せらるべき性質の賃貸借契約か當然以外の解除の場合に於ては其日附の賃貸者の署名の證人の證書と共に解除の文字を其裏面に記入することを要す登記部長は其臺帳に解除の記入をなし賃貸借契約書の裏面記入に由りて該解除か臺帳に記入せられたることを示すべし此時期以後賃借

人に讓與せられたる権利は貸貸者又は賃借契約か其行使を停止したる権利を有する者に復歸す

解除の記入ある貸貸借契約書の提出を以て該契約解除の證明をなすものとする
四、無資力決定書に由りて證明せられたる賃借人無資力の爲め貸貸借契約解除の場合に於ては臺帳及契約書の裏面に之か記入を爲すことを要す

○抵當

一、本法の規定に服従すへき不動産又は物權を抵當に附するときは債務者は第六號方式に由り抵當債務書を作製し年金又は借地料の擔保の爲め不動産を質入するときは第七號方式に由り質入證書を作製するものとす
抵當債務書又は質入證書は抵當又は其の負擔を設定せられたる不動産若しくは物權の精確なる記入を爲し且權原證明書包含事項を記入し證人の證明を経ることを要す

抵當債務書及質入證書は登記部に對する提出の順序に由りて登記せられ其完成の日附に従はず主として登記の日附に従ひ其順位を定む

二、不動産の負擔に由りて擔保せられたる年金又は抵當債圖に關する原本又は利子の全部若しくは一部分か一ヶ月間支拂はさる場合に於ては契約書に記載せる明示又は默示條件の不履行に於ける場合に同しく抵當債權者又は質取債權者は債務者に對し殖民地内に知られたる最後の住所に於て履行催告書を發したるの後一ヶ月を経て其効果なきときは自己の立會を以て抵當不動産及債權擔保の總物權を競賣又は協議上の賣却に附することを得抵當債權者又は質取債權者は該不動産を買受け且轉賣するを得るも之に由りて生ずる損失に付責を負はず抵當債權者又は質取債權者は不動産の賣却を爲すか爲め有効に必要な一切の行爲を爲すことを得又買受人に對して代理支拂の領收書を交付する事を得但買受人は自己か辨濟したる代價の減失又は轉用其他必要なる通知書を發せずして賣却を爲したる場合に於て其賣却の違法に付其責に任せず賣却の代價より先づ賣却の費用次に訴債權者の債權額を控除し其剩餘あるときは之を抵當債權者又は質入債務者に交附することを要す

三、賣却の訴追債權者に由りて作製せられたる所有權移轉證書は賣却の不動産又

は物權を其取得者に移轉するの効力を生し原簿登記すべき一切の抵當を負擔することなし

移轉證書か完全なる所有權の移轉を目的とするときは其取得者に對して權原證書を交付することを要す

四、毎週又は定期支拂金額は第六號又は第七號方式に由り其支拂の條件及方法を示したる文面を變更して抵當の擔保を受くることを得此場合に於て其支拂なきときは債務者は抵當物權の賣却を訴追するの期間を伸縮することを得然れども此變更の外債權者の權利及債務者の義務は第二の場合に同じ

五、原本又は年金支拂の擔保として抵當又は其他の負擔を設定することを得此負擔の設定は所有權移轉を爲すものにあらず然れども抵當債務者は、債務の辨償なき場合に於て其債權擔保の不動産の占有其果實及收入の徴收又は賃借人に對する支拂停止の命令を發することを得

又抵當債權者は債務不履行の場合に於て第二の規定に由り許與せられたる賣却權能を行使するに先ち債務者に對する追奪の請求を爲し且債務者が買戻の

權能喪失の事を法廷に宣告せしむることを得

六、抵當債務者は債務者に對する對人訴權の外二十一日以上土地代遲滯の支拂擔保の爲め借地人に對して其催告書を發したるの後抵當不動産の占有、借地人動産の差押賣却を爲し且借地人が受取るべき賣却代價中より元利其他費用の辨償を受くることを得

然れども差押に際し所有者に對する負擔金額の分其他辨償の強制を受くることなし

七、賃貸財産に對する抵當債權者にして其不動産及收入を占有せんと欲する者は其占有前賃借人の負擔と同一の程度に於て賃貸者に對して計算を爲すことを要す

○ 滌 除

一、登記部長は抵當又は其他の負擔設定證書が債權者の署名を經且證人の證明せる免除を裏書したるものを差出したるときは場合に從ひ全部又は一部分負擔の免除を臺帳に附記することを要す此附記の結果は該不動産をして其負擔を

全免せしむ

終身債権者の死亡又は年金権消滅時期の到来したる場合に於て登記部長は其
遅滞期間なき旨を證明したる後右権利の免除を臺帳に記入し其設定證書を無
効となすことを要す

前二項の場合に於て登記部長は債務及其免除を權原證明書に裏書することを
要す

不動産の一部に關する負擔に付免除ありたるときは其全部に對して之を主張
することを要す

二 抵當債権者又は其代表者不在の場合に於て債務者は殖民地金庫吏員に對して
其遅滞に係れる辨償額を供托することを要す然して金庫吏員は領收書に徴し
て日時の記事を爲し以て其臺帳に負擔の免除を爲すことを要す

右免除は債務者が之を爲したると同一の効力を有す

登記部長は其提出ありたるときは其設定證書及權原證明書に之が免除を記載
することを要す右の如く金庫吏員に對する債務支拂の時は遅延利息の發生を

停止す

○ 抵當權の移轉

一 何人と雖も移轉證書の作製又は第八號方式に由り權原證明書に裏書を爲し抵
當債権又は其他不動産の負擔に由り擔保せられたる權利を讓與することを得
讓渡人に屬する權利及特權は移轉證書の登記に由りて讓受人に移轉するもの
とす

二 前條に規定せる讓與の結果訴追の權利は全く讓受人に移轉す但讓受人が他人
の代理人の資格を以て之を爲したる場合に於て裁判所は訴追の結果取戻した
る金額の供托を爲さしむるの權利を有す

○ 黙示の約款

一 本法の規定に従ひて爲せる契約中に權利の設定者又は讓渡人は之が利益を享
有する者の費用を以て本法の規定に従ひ其契約を有効ならしめんが爲め必要
なる證書を作製すべしとの約款を黙示を以て包含したるものと見做す

二 本法規定の下に於て抵當債権を負擔せる不動産の讓與に於ては讓受人は抵當

の設定に由り擔保せられたる年金及利息を支拂ひ其他讓渡人をして抵當債權者に對し原本の請求に應じ且該債權者に對する義務に關して一切の責任を負はしむるの條件を包含す

三、抵當債務中に於ては債務者の負擔を以て左の條件を默示に包含せるものと見做す

一、債務者は一定の時期及金額を以て且之が減少を爲すことなく其契約せる元利金額の辨償を爲すこと

二、債務者は既設又は將さに築造せんとする建物に修繕を加へ良好なる状態に於て之が保存を爲すこと債權者は其適當と認めたるるとき其債務の消滅に至るまで現状検査の爲め該不動産内に立入るを得ること

四、賃貸借契約中に於て賃借人の負擔を以て左の條件を包含するものと見做す

一、賃借人は一定の時期に於て其借賃を支拂ひ課税及所有權の保持に關する附隨費用を負擔すること

二、賃借人は賃借物に修繕を爲し良好なる状態に於て其建物を保存すること

五、總ての場合に於て賃借人は左に掲ぐる權利を有す

一、賃貸者は適當と認むるときは其賃貸建物検査の爲め自ら現場に臨檢し又は其代理者を派遣し而して賃借人に對し適當なる時期内に執行すべき修繕の催告書を發すること

二、賃借人が六箇月の期間中修繕の義務を怠り又は該期間中賃貸借契約の明示又は默示條件を履行せず若くは修繕期間中其要求せられたる修繕義務不履行の場合に於て賃貸者は其不動産の占有を爲すこと

六、前條に掲げたる場合に於て登記部長は所有者が適法に不動産を占有したる證據の提出に基き其旨を臺帳に記入すべし此記入は賃借人が其權利に基きて設定したる總ての權利を無効に歸せしむるものとす但賃借人が其契約の條件違反に由り負擔すべき所の責任を免るゝことを得ず登記部長は其取消の目的を提出せられたるときは該賃貸借を取消すことを要す

七、賃借人の權利享有方法に就ては賃貸借契約書に記入すべき文例に由り略字の列記を以て該契約の要旨を提示することを要す

八、本法に由り規定せられたる移轉證書又は其他の證書が一人以上に由りて作製せられたる場合に於て其包含せる默示の條件は各人に對して連帶なく單獨の責任を負はしむるものとす

該條件違反の爲めに作製せる起訴の請求書には右條件全部を提示し原告人は契約書明記の條件が被告人に由りて手書せられたることを主張することを要す此規定は之と反對なる法律又は慣例あるものに係らざるものとす

九、本法の規定に由り證書中に默示の包含と見做されたる約款は明示約款と同一の効力を有し且同一の方法に由りて執行せらるゝものとす

十、本法の規定に由り證書中に默示包含と見做されたる約款は證書の本文又は裏書に明示せられたる反對の約款に由りて取消することを得

十一、登記を経たる不動産又其他物件の所有者は第九號方式に記載せられたる證書に由りて之を管財人に交附することを得證書は證人の證明を経權原證明書に記入することを要す

十二、管財人の設定は特別證書を以て之を爲すことを要す該證書には本法の規定

に従ふべき財産と然らざる財産とを區別し同時に之を掲ぐるものとす

該證書の副本は其保管者たる登記部長に交付することを要す

但之が登記を爲さざるものとす

十三、本法規定の下に置かれたる不動産が管財人に供托せられたるときは該不動産は特に之を臺帳に記入することを要せず管財人は其任命登記後は不動産に關する名義の書換あるに拘はず所有權者の如く該不動産の賣却抵當又は讓渡を爲し且其權原證明書を交付することを得其賣却の場合には代金領收書を交付することを得管理職務世襲を明禁したる場合の外は其相續人も亦全一の權利を有す然して其所有者は補欠を監督することを要せず

十四、登記を経たる不動産の所有者が管財任命證書に無世襲の約款を記入したる場合に於て管財人が最初の人員よりも減少したるときは其代位享益者と合致して法廷に請求し之が認可を経るにあらざれば該不動産の讓渡を爲し又は之を抵當に附することを得ず

管財人補欠の申請を受けたる裁判所は之が補欠を命じ且死亡者の補欠として

新管財人を任命し登記部長は右権利の移轉及之が許可を爲せる裁判所の命令を登記することを要す

本規定は管財人の不在に由りて生ぜる欠員補欠の爲め管財人に由れる管財人任命を行ふことを妨げず此場合に於ては第九號方式に由る然して右任命せられたる管財人は原管財と同一の権限を有するものとす

十五、無世襲の文字が管財人任命證書中に記入せられたるときは登記部長は管財人の在職期間管財人に交付せる権原證明書及臺帳に記入せらるべき各副本に之が記入をなすことを要す

○夫婦間権利の移轉

登記を經たる不動産の所有者は其妻に對して該不動産の全部又は一部分を移轉することを得所有者たる妻も亦夫に對して之を移轉することを得所有者は又自己と共同所有權を有せる他人の所有權を取得することを得此場合に於ては其指定讓受人に對して其權利を移轉せんが爲め移轉の登記を爲すの外他の手續を要せず

○破産婚姻又は死亡に基く權利の移轉

一、本法支配の下に置かれたる不動産若くは物件の裁判上賣却の場合に於ては登記部長に對して其命令を發し登記部長は臺帳及賣却の爲め提出せられたる證書に命令の日附及其接受の日附を記入することを要す此登記を爲すまでは裁判所の命令に由りて所有權の差押者と指名せられたる者に適法に登記せられたる所有者の權利を使用することを得

二、代位不動産の管理人は自己に由り又は自己に對して該不動産の取戻を爲したる場合に於て代位享益者に對して該管理人の名義を以て起訴又は應訴を爲すを許可することを要す

三、(ウイクトリヤ)女王第四十一年の法律第十八章第四條に由りて廢止せらる

四、登記を經たる所有者破産の爲めに其不動産の賣却を行ふときは登記部長に對して管理人の任命を通知し之を臺帳に記入せしむるものとす

此登記を爲したるの後管理人代理者は其不動産の賣却を爲すことを得然して此目的を以て作製たる移轉證書は破産宣告前に所有者より發したるものと同

一の効力を有す

然れども破産に陥りたる管理人の代理者は代位享益者の権利を障害すべき行為を爲すことを得ず

無資方管理人は新管理人の任命及代位財産の保存に必要な行為を爲すことを要す

五、本法の規定に由り所有者たる女子婚姻の場合に於ては登記部長は其婚姻證書提出の日付を臺帳に記載することを要す

爾後下に規定する形式に由り該女子の承諾せる所有權の移轉又は其他の負擔設定證書は登記部長之か登記を爲すことを要す

六、抵當債權又は賃借權か登記を経たる其債權者又は賃借人死亡の爲めに他人に移轉したる場合に於ては遺言證書の謄本又は無遺囑相續の場合に於ける占有免許狀は之を登記部長に送付し登記部長は遺言證書又は占有免許狀の日付是等書類提出の日付遺言執行者又は占有の免許を得たる者の氏名其他死亡の日付を臺帳に記入することを要す此登記以後に於て遺言執行者又は占有免許者

は右抵當債權又は賃借權の所有者と見做さるものとす

七、死亡所有者の承繼人又は遺産相續人は前所有者に代りて其所有者として登記せられんか爲めに登記部長に對する登記の命令を裁判所に請求することを得裁判所か關係者の權利保存の爲めに係争物件の寄託を命すへしと決定せるときは登記部長は之か記入を爲すことを要す

不動産抵當債權又は物權所有者の資格を以て登記を受けたる者は承繼人の利益の爲めに其財産を占有することを要す然れども本法に由りて規定せられたる和解に付ては右權利者は該物件に關して絶對所有者と見做さるるものとす

○裁判所令狀の執行條文は略す

○分割

本法の規定に従ふべき不動産又は物權を共有者又は共通者間に分割する場合に於ては本法執行規則に定むる形式及文例を以て其移轉證書を作製することを要す

○特別なる場合に於ける權原證明書の交付

- 一、本法制度の下に不動産を支配せしめんか爲めに自ら其資格を有する者に由りて適法に其賣却及讓與を許可せられたる代理者は委任者の名義を以て必要なる注意を爲し且同一の名義を以て權原證明書を接受することを得
本法の規定に従ひ委任者の名義を以て代理人か作製したる不動産に關する證書は總て之を有効とす
委任者明示の許諾なき場合と雖も不動産は正當に本法制度の下に置かれたるものと見做さる但明文を以て委任狀に之か禁止ある場合は此限にあらず
- 二、登記部長は關係所有者の請求に基き一不動産の數部分に關せる數多の權原證明書を唯一の權原證明書に改め又は唯一の權原證明書を數多の證明書に變ずることを得但官有地の經界に關する規則を遵守することを要す
登記部長が右新正證明書を交付するときは前證明書中に新證明書記載無効の理由を裏書して前證明書を無効に歸せしむることを要す
- 三、權原證明書、貸借契約書其他の證書に附記する目的を以て本法の規定に従ひ右證書の提出を要する場合に於て登記部長は關係者に對して其提出を免じ且

移轉又は其他の行爲を爲さんと欲する者の資格を證明すべき人違なき證明書の提出を以て足れりと爲すことを得

此場合に於て登記部長は權原證明書又は貸借契約書に附記の存せざること
を臺帳に掲ぐることを要す然して其移轉は權原證明書に附記を爲したると同一の効力を有す

爾後登記部長か權原證明書に附記を爲さんと欲する場合には官報及殖民地一新聞に之を廣告したる後十四日を経て之が手續を爲すことを得

○買入の諾約

不動産買入諾約の履行を得んが爲め登記を経たる所有者に由りて起訴せられたる訴追に於て權原證明書は所有權に關して原告の證明正確の確定證據と見做され諾約履行に對する執行判決の理由と爲るものとす

○留置權の存せざること

本法制度の下に置かれたる不動産の賣主は其代價の全部又は一部分の不拂の爲めに留置權を有せず

○權利移轉に對する故障

- 一、不動産に對する權利主張者は第十一號方式又は其他の當該方式に由り故障を通知して其不動産に關する行爲に付絶對に又は下に掲ぐる規定に由り其濼除の行はるゝまで其登記を防止することを得
- 二、故障申立を接受せる登記部長は之を關係者に通知し關係者は故障の理由説明の爲め裁判所に故障申立人を召喚することを得裁判所は此場合に於て適宜の處分を命令することを要す
- 三、本法の規定に由り登記部長に通知したる故障申立の書面には其申立人の氏名故障の目的不動産及要求權利を明記し故障申立人又は其代理人の署名を爲すことを要す故障に關する召喚狀は故障申立書に記載したる氏名に宛て又は故障申立書に署名したる代理人の選定住所に宛て之を發送することを要す
- 四、右故障有効期間中登記部長は故障の目的不動産に關する移轉證書及其他の證書を登記することを得ず
- 五、故障申立人權利の消滅拋棄又は故障者が辨償を受け又は其不動産の賣却若く

は抵當の設定に付故障申立の理由なきことが證明せられたるときは登記部長は其故障を取消すことを要す

登記部長が故障の取消を爲したるときは七日以前に之を故障申立人に通知することを要す

六、妄りに故障を提起したるものは被害者の要求に由り損害賠償の宣告を受

○委任狀(條文ハ略ス)

○臺帳の抄本

一、登記部長は登記を経たる所有者の請求あるときは之に對して臺帳の抄本を交付す此抄本は第十三號方式に依り該所有者にして殖民地以外に於て不動産の賣却、抵當又は其他負擔の設定を爲すことを許すものとす

右抄本の交付は臺帳及權原證明書の裏面に記入することを要す

抄本交付以後は之を取消さんか爲め登記部長に抄本を提出せず又は抄本棄却を十分に證明せざる間は更に臺帳に其不動産の移轉又は負擔に關する登記を

爲すことを得ず

二、臺帳の抄本に包含したる不動産の移轉又は抵當を設定せんか爲めには其移轉證書又は抵當債務書各二通を作製する事を要す而して此二通の證書は殖民地以外に於て該證書領收の資格ある官吏に提出し該官吏は臺帳の抄本に其提出の旨を裏書して之に署名するものとす其他殖民地以外に於ける所有權の移轉抵當貸借借其他の行爲は殖民地に於て行はれ而して臺帳に登記せられたる者と同一の効力を有す又買主抵當債權者貸借人其他の權利讓受人にして臺帳の抄本に其氏名を記載せられたる者は同一の資格を以て臺帳に記入せられたる者と同一の權利を有す

三、委任狀及臺帳の抄本に關しては左に掲ぐる一般規則を遵守することを要す

イ、代理人の權限委任狀の明文に従ひ行使することを要す

ロ、委任狀に違ひ善意を以て爲したる所有權の移轉若くは讓渡は其完成前に於ける所有者の死亡を理由として攻撃せらるゝことなし

ハ、善意を以て爲したる所有權の移轉若くは讓渡は委任者の破産を理由として

攻撃せらるゝことなし

二、所有權を移轉せんとするときは登記部長に對して移轉證書と同時に臺帳の抄本及權限證明書を交付することを要す登記部長は移轉の登記臺帳抄本の取消、臺帳及權原證明書中に日附及其他各事項の記入を爲すことを要す

ホ、臺帳の抄本に記入したる負擔若くは抵當は其抄本の交付を臺帳に記入したる後に讓渡したる負擔又は抵當に對して優先權を有す抄本に記入せられたる抵當は其記入の日附に従ひ順位を定む

ヘ、抵當の滌除及移轉は殖民地以外に於ては官吏に由りて臺帳の抄本に記入せらるゝことを得但此記入は登記部長の面前に於て右行爲を爲すに當り要求せらる所の權原證明書の提出及證據検査の後之を爲すことを要す右官吏か滌除の手續を爲したるときは登記部長に由り滌除の申請を受理し且登記を爲したると同一の効用を有す

ト、適法に臺帳の抄本若くは委任狀の紛失を證明し又は抄本、委任狀の變造の場合に於て登記部長は新たに該抄本、委任狀を交付し又は場合に從ひ登記部長

に對して委任狀抄本を提出せしか如く更に之を作製す
チ登記部長に對して權限證明書の抄本を還付したるときは登記部長は優先權
保存の爲め抄本記入の貸借及抵當を臺帳及權原證明書に記入したる後右
抄本を無効に歸するものとす無効の記入は臺帳及權限證明書の裏面に之を
爲すものとす

四、登記せられたる所有者は臺帳抄本流通の場合の外第十四號方式に由り登記部
長が登記したる委任狀を廢罷することを所得者は廢罷申請受理の日附を示
し其以後該委任狀に基きて爲したる行爲を無効とするものとす
廢罷せられたる代理人が尙引續き代理行爲を爲すときは瀆職の罪に問ひ且百
「リール」以上の罰金に處す但代理人が廢罷の通知に接する以前に於て代理行
爲を爲したることを證明したるときは此限にあらず

○讓受人の特權

本法制度の下に置かれたる不動産を協議又は其他の方法を以て讓受けたる詐害
の場合の外反對の規定あるに係らず登記に由りて擔保せられたるもの以外の權

利に付一切の要求を免かる但「エリザベ」王第十三年勅令第五章に由り債權者に關
する擔保を害するものにあらず

○第三利害關係者及無能力の承諾

一、本法の規定に従ふべき不動産の處分に付第三者の承諾を要する場合に於ては
其承諾は移轉證書又は其他の證書に「予は之を承諾す」との文字を記入して之を
與ふ此承諾は下に規定するが如く其署名及證明を経たるときは完全なる効力
を有す

二、本法に由り請求せらるゝ行爲が未成年者、白痴者又は無能力者に關するときは
是等の者は後見人をして其行爲を代表せしむることを要す後見人なき場合に
於ては利害關係者の請求に基き任命せらるべき特別後見人無能力者監督判事
に由りて之を代表することを要す

三、有夫の婦が本法制度の下に置かれたる不動産に付單獨に又は本法の規定に従
はざる他の不動産と共に所有權の移轉又は其他の行爲を爲すときは登記部長
又は裁判所は之に關して婦より必要なる方式に由り其意思の陳述を受くるこ

とを要す又夫の面前にあらざして婦を訊問し婦の承諾か完全なる意思を以て事情を詳述して之を爲したるかを確かむることを要す

然る後登記部長又は判事は其作製したる證書に記入を爲し第十五號方式に由り其署名すべき證書を交附することを要す其他臺帳に交付の旨を記入し此方式を履行したる證書は未婚婦の作成したるものと同一の効力を有す

四、本法支配の下に爲したる行爲より生したる權利及義務は婚姻の場合に於ては其有効期間中夫婦に對して共に其効力を有するものとす

五、本法制度の下に置かれたる不動産に關して行爲を爲す所の團躰は署名に代ゆるに捺印權を有する者の署名を爲せる證明書を添付したる自己の捺印を爲すことを要す

○立會證人

一、本法の規定に従ひて爲したる行爲が一名の證人によりて證明せられたるときは適法に證明せられたるものと見做す其行爲を爲したるものは殖民地内に住居するときは登記部長公證人治安判事又は宣誓委員の證明を受くることを要す

又合衆王國內に住居する場合に於ては町村長若くは公證人の面前に於て之が署名を爲すことを要す然して署名は英國殖民地に於ては裁判所長、總督書記官長、外國に於ては領事の面前に於て之を行ふことを要す

二、證書の製作は前示官吏の面前に於て當事者双方又は其署名證明の證人の宣誓又は確認に由りて證明せらるゝものとす此場合に於て證人は左の訊問に付確實することを要す

證書の署名を證明したる者は汝なるか、汝の署名を掲げ證人として記載せられたるものは汝の手署に係るか

證書の署名者にして汝が其署名を證明するものは汝の私交ある者なるか
署名者として掲げられたる氏名は其手署に係り且任意に署名したるものか
凡そ證人が官吏の面前に於て署名を證明したるときは官吏は其證書の裏面に第十六號方式を記入することを要す署名者が登記部長の知人なるときは登記部長は署名者が任意に署したる者に訊問したる後證書の裏面に第十七號方式を記入して證人の證明を免除すべし

婦の作製したる證書に付ては前項第三號に規定せる方式は本條規定の真正に關する他の證明を免除するものとす

右の如く交附せられ且記入せられたる證明書は證書署名の真正に付完全なる證據力を有す

○ 權限證明書の紛失

權原證明書の紛失又は棄却の場合に於て其所有者は事情を詳知したる他人の補助に由り登記部長又は其代理吏員に對して之が申告を爲すことを要す申告書には不動産に關する負擔及抵當に付其資格證明の爲め一切の書類を記入し登記部長が其申告を真正に認むるときは所有者に對して臨時權原證明書を交付することを要す此證明書には其臺帳の記載其他關係事項を詳記し且臨時權原證明書交付の旨を掲ぐるものとす

登記部長は右下附の日附及事情を具して臺帳に其交付を記入することを要す交付せられたる臨時權原證明書は權原證明書と同一の効力を有し同一の目的に使用せらるべきものとす

登記部長は本條の規定に由り臨時權原證明書に交附以前十三日間官報及新聞紙に之を廣告すべし

○ 圖面

一、登記部長は請求に基き測量部長が交附せる資格證明書を提出せる者に對して本法規定の行爲に付有効なる測量家の免狀を交附す

二、本法の規定に従ふべき不動産を分割せんと欲する所有者は登記部長に對して道路、徑路其他公共の使用すべき場所其他種別の番號若くは記號を附せる各分配地を明記せる圖面を差出すことを要す

右圖面は登記部長又は治安判事の面前に於て免許測量家に由り其正確を證明せらるゝことを要す

三、登記部長は本法規定の下に其不動産を置き又は之を賣却し其他之に負擔を設定せんとする所の所有者に對して免許測量家の證明を経たる圖面を登記所に差出すべきことを命ずるを得

(中略製式に關するの件なり)

所有者が圖面の提出を拒みたる時登記部長は其不動産又は所有權の移轉の登記を爲すことを要せず後同不動産の細分を爲す場合に於て其新區分が十分なる間隔を有するときは供托せる圖面に之を記入することを要す然して右新區分の正確は前項規定の方法に由り證明せらるゝものとす

○調査

何人と雖も第十八號表に指定せる稅率を納附し前示事項調査の爲め指定せる日に於て適當なる期間内に臺帳の調査を爲すことを得

○證明せられたる謄本

凡そ第十八號表指定の稅率を納付したる者に對して本法の規定に従ふべき不動産に關する登記部長の證明を経たる登記書類の謄本を交付す登記部長の捺印ある謄本は原本に包含せる事項に付き法廷に於ける證據力を有す

○回收詐欺賠償

一、下に掲ぐる例外的場合を除き本法の規定に従ふべき不動産の登記所有者に對して追奪訴權を受理することを得ず然して裁判所に於て權原證明書の提出あ

るときは該證明書に所有者として氏名を掲げられたる者に對し起訴の効力を失ふ

但抵當債權者が債務者に對し又は賃貸者が賃借人に對する追奪の起訴詐欺に由りて登記を経たる虚偽所有者又は承繼人(善意の買主又は抵當債權者を除き)に對する被害者たる眞正所有者の回收訴訟經界標設定の爲め回收訴訟適法に登録せられ優先の日附を有せる權原證明書所持者たる不動産所有者の回收訴訟は前項規定の限にあらす

二、例外として回收訴權の受理せられたる場合に於て該訴權が理由ありと認められたるときは裁判所は權原證明書不正に登記を経たる證書の無効新證書の書換及臺帳の附記を命ずることを得登記部長は裁判所の命令を遵守することを要す

三、登記を経たる所有者は其回收訴權受理の場合に於て其回收不動産の占有者として見做さるゝものとす

四、權原證明書又は臺帳の附記に詐欺錯誤脱漏ありたるが爲め不動産又は物權を

奪はれたる者は之が爲め利益を得たる者に對して賠償の起訴を爲すことを得
右訴權は收奪の時より十箇年を以て時効に係り此期間は未成年者に對しては
其効力の止みたる時より其起算を始む

然れども善意の買主抵當債權者は賣主又は債務者が自己又は先人に由り詐欺
を以て登記を受け又は經界の誤謬を爲したるときと雖も其失權を來すことな
し

五、賠償訴權被告人の死亡、失踪又は破産の場合に於て保險基金より賠償を得るの
目的を以て登記部長に對し起訴することを得

登記部長が敗訴の宣告を受けたる場合に於ては詐欺の結果利益を得たる者の
無資力の場合に於けるが如く殖民地會計吏員は判事の證明書及總督の仕拂命
令一覽の後右賠償金及訴訟費用を支辨し全部保險基金の負擔に歸せしむるも
のとす

賠償訴權發生後十箇年を経過したるときは保險基金に對して賠償金の仕拂を
請求することを得ず債務者が資力を回復したるときは保險金庫は登記部長の

法意に由り之に對して其支辨せる賠償金取戻を求むることを得

六、登記部長は其屬官の責に歸すべき錯誤又は脱漏を理由とせる賠償の請求は登
記部長に對して之を爲すことを要す原告の勝訴に歸するときは判事は其請求
に由り主たる敗訴宣告の成立金額及費用を會計吏員に證明することを要す然
して會計吏員は總督の交附せる仕拂命令一覽の後宣告の通知後二箇月を経て
要償者又は其權利者に對して其賠償金額を仕拂ひ之を保險基金の負擔に歸せ
しむるものとす

起訴の書面は一ヶ月前に豫め登記部長及檢事總長に對して之を通知すること
を要す

判決は登記部長自身に對して之を執行することを得ず

訴訟上の通知は前項に掲ぐる通知書を除き現任檢事總長に對して之を發し而
して登記部長に對して之を爲すことを得ず

七、原告が敗訴又は訴の取下を爲したる場合に於ては原告は被告の訴訟費用を辨
償することを要す然して右費用は通常の手續に由り被告の名義を以て之を追

訴するものとす

○權原證明不法の占有

- 一、登記を経たる不動産に關する權原證明書若くは其他の證書を詐欺を以て取得又は留保したる者は登記部長の召喚を受け然して一定の時期に其召喚に應ぜず且正當なる故障の申立を爲さざる時は登記部長は判事の逮捕狀を求むることを得
- 二、右召喚せられたる者が踪跡を失し且之を發見するに付搜索の無効に歸したることを證明せられたるときは登記部長は其旨を召喚狀に裏書することを要す
欠席者の妻及婢僕に通知したる召喚狀は欠席者自身に之を發送したると同一の効力を有す
- 三、本項第一號の規定に従ひ召喚せられ又は逮捕狀に由りて逮捕せられたる者が登記部長又治安判事の面前に出頭したるときは登記部長又は治安判事は宣誓を爲さしめて之が訊問を爲し必要な場合に於ては不法に占有せる權原證明書又は其他の證書の取上を命ずることを要す

其拒絕の場合に於ては登記部長は第十七條に規定せる紛失又は破棄の場合に於けるが如く真正の所有者に對して權原證明書又は其他の證明書を下附するものとす此場合に於て登記部長は其臺帳に下附及其狀況を記入することを要す

四、缺席の場合に於て登記部長は取調後缺席者が出頭して證書の交附を拒みたる場合と同一の手續を行ふ

五、本法の規定に由り召喚狀又は逮捕狀に基づき其手續を爲す場合に於て登記部長又は裁判所は訴訟當事者に對し其負擔若くは要求する訴訟費用及其他の費用辨償を命じ且敗訟者をして之が全部の負擔を爲さしむるものとす

六、費用負擔者が其費用を辨償せざる場合に於て登記部長又は判事は其執行文を交附し之に由りて債務者の動産を差押へ費用の辨償に充つるまでの代價を以て該動産の賣却を爲し剩餘あるときは之を債務者に還付することを要す

七、前條の規定に由りて執行したる差押は其方式の欠缺に對して其違法を主張することを得ず但其方式不履行の結果損害を受けたる者は通常の手續に由りて

賠償の訴を提起することを得

○登記部長の對人的責任

- 一、前示例外の外登記部長は自己の過失が惡意に出でざるときは其資格を以て爲したる過失に對する總ての追訴を免かるゝものとす
- 登記部長の身躰又は財産は其資格を以て爲せる過失に對し其責に任せず
- 登記部長は本法の規定執行の爲め附與せられたる權限執行中に爲したる行爲に付費用其他の求債權を生じたるときは保險基金又は基金不足の場合には殖民地基金より其辨償を受く
- 二、本法の規定に由り證人として登記吏員の面前に召喚を受けたる者は刑事に關する證人召喚の規定に由り費用の辨償を受く
- 三、請求書が正確にして且本法の規定に導出したることを證明せる原告若くは其代理人の署名ある證明書を添付して之を提出せざるときは登記部長は其不動産を本法の規定に服従せしめんとする請求又は登記不動産に關する請求は之を受理すること得ず

登記部長は其提出せられたる證書の正副二通を對照することを要せず然して其錯誤若くは牴觸に付ても亦其責に任せず

然れとも虚構又は懈怠に由り其錯誤ある證書の適法なることを不法に證明したる者は五十「リール」一「ステルリング」以下の罰金に處せらるゝものとす但錯誤の被害者に對する求債權を妨ぐるものにあらず

○會計

- 一、登記部長は執行會議の意見に基き總督か定めたる課税を徵收す但第十八號方式に由り定められたる税率を経ゆることを得ず
- 二、登記部長は其徵額を精確に計算し執行會議の意見を徵し總督か定めたる時期及規則に従ひ殖民地金庫に之を納付すること要す
- 登記部長は自身又は會計吏員に由り供托したる金額を抵當債權者及其他の失踪權利者の爲めに支拂ふべきことを會計官吏に請求し該官吏は適法に提出せられ且總督の仕拂命令を添付せる請求に應ずことを要す
- 權原證明書記載特別代理人の爲めに徵收せる手数料及罰金は一般收入に入る

ものとする

○詐欺罰則

- 一、故意又は情を知りて詐欺又は偽計に由り登記不動産に關する權原證明書又は其他證書の文面を變更すべき附記を故意に臺帳に加へ又は加へしめたる者、同一の方法に由り權原證明書抄本又は其他の證明書を取得し若くは是等の證書面に本法規定の裏書を加へ又は詐欺を以て之を取得せんと欲し適法に前示行爲を爲したりと認めたる者は詐欺の宣告を受け且四年以下の禁錮に處せらるゝものとする而して刑期の一部分は外房に於て之を執行す
- 二、明示規定の例外の外本法の規定に違反したる者は總て其訴追を受く然して其權限内に於て檢事總長若くは登記部長か本殖民地所在各裁判所に對する請求に由り刑罰及罰金の宣告、執行又は徴收を行ふ

第五號

第一條 設立

- 第一項 丁年者十人紐育州法十三人以上協同して信託會社を組織することを得但し該會社は信託會社法に規定しある責任を負ふものとする
 - 第二項 該會社の商號中には必ず「信託」の二字を明示せざる可らず但し既に設立せられ現存する會社の名稱を用ゆることを得ず但し新設會社にして既設會社の業務を繼續するの目的を以て成立したるものは此限に非ず
 - 第三項 信託會社の資本金額は各株式一株に付百弗とし總額拾萬弗を下る可らず而して悉皆拂込濟となるに非されは條例に規定されたる以外の營業は一切爲すことを得ず拂込濟の事實は會社の社長及會計部長或は書記長兩名の警告により銀行局長の承認を得へし
- 紐育州の法律に依れば信託會社の資本金は少くも五拾萬弗とす
但し人口拾萬より二拾五萬以下の都市にありては貳拾萬弗、人口六萬五千より

拾萬以下の都市に在りては拾五萬弗の資本金を以て營業を開始することを許し、人口貳萬五千以下の都市に在りては少くとも拾萬弗以上の資本を要することとなすマサチューセツト州法に依れば信託會社の資本金は五拾萬弗以上百萬弗以下とす但し拾萬以下の人口を有する都市に於ては貳拾萬弗以上の資本金を以て開業することを得

第四項 該法律の下に組織せらるゝ會社の株券は同一の株式たるべし

第五項 該法律に従はずして州内に於て信託業を營むことを禁す

第六項 他の規定によりて組織せらるゝ會社は信託の二字を商號に加ふることを得ず

第一條に關するイソノイ州法は左の如し

如何なる會社たりとも會社法に據り信託業を營むを目的として結社し種々なる信託を引受け管財人後見人管理者等を得るは自然人と等し

第二條 結社願書の書式

信託會社を組織せんとする時は其發起人たるべきもの記名捺印の上左の事項を

結社願書の書式

記載したる結社願書を差出すべし

(一) 信託會社の商號 (二) 營業の場所

(三) 會社の目的 (四) 株金の高及株數(此願書差出前には悉皆拂込を結了すべきものとす)

(五) 發起人の住所姓名及各自の有する株數

(六) 會社營業の年限(紐育州の法の最長の年限を五十年とす)

(七) 其他該條例に違反せざる事項にして該會社が挿入せんと欲するものは記入するも効なし例へば定款又は取締役の權限等の如し

(八) 取締役に選舉せられたる發起人は定款によりて責任を果すべしとの誓約

第三條 營業認可の手續

第一項 前條の願書は銀行局長直ちに之を受理し、記録に登載せらる若し局長に之を以て會社の必要にして適法のものたるを認めたる時は承認の旨を願書に添書するものとす、該局長の添書ある願書及寫は裁判所又は如何なる所に於ても確實なる證明となす

第二項 銀行局長の點檢を終ふれば土地の登記と等しく其營業地の郡役所の記

録に記載せられ更に再び銀行局に於て登記せらるゝものとす

第三項 前條の手續によりて登録を経茲に始めて會社の組織成立し發起人は會社員として願書に記載せる名稱の下に存立し、凡て信託會社法に依りて支配せらるゝものなり、但し願書を差出したる日より一年以内に銀行局長より認可を得ざる時は該會社は成立せざるものにして其願書は無効となりたるものと知るべし

第四項 前條に記せる願書の登録を了り資本金額拂込濟との保證を知る時は銀行局長は充分の調査を遂げ該會社成立の手續は、信託會社の條例に相當せることを確認したる時局長は登記及資本金拂濟の保證を受取りし日より三十日以内に該會社へ對し署名捺印の上該會社は慥かに當州の法律によりて適法に組織せられたるものなれば當州内に於て其業を營むことを許可すとの準許を與ふべし、斯く許可せられたる會社は其準許狀を會社所在地の新聞紙上に一週間一度つゝ、少くとも四週間續載して廣告すべし、但し該所在地に於て發行する新聞紙なき時は最近地の新聞紙に廣告すべし、或は局長の指定する所に從ふ

へし

此の結社の手續及許可に關する紐育州とイリノイ州とはニユー・ジェルシー州法と稍々異り先づ結社願書を銀行局に差出して其許可を得次で營業願をなすなり結社願に許可を與ふる手續は毫もニユー・ジェルシー州法に異なるなしと雖も其營業願の手續に至りては相違せるものなり

即ち紐育に於ては第二條に於ける願書は受理の日より六十日間更に二通の同一なる願書を受け一は其營業地の郡役所の記録に載せ一は銀行局長之を保管す、結社認可前に其會社の目的等は銀行局長の指命したる營業地の新聞紙に少くとも四週間繼續して廣告するを要す、且つ其廣告の寫は認可の十五日前に是地にある既設の信託會社に配布すべし、又新聞に掲載せる廣告には發起人の姓名、會社の名稱及其會社の地位等を結社願書の通り掲載せざる可からず、此願書にして局長の承認を経れば直ちに検査を受けべき權を有することを證明するものとす、而して銀行局長は種々の方法を以て發起人の適否其信用及土地人民に便益を與ふるや否や等を調査の上合格したるものには検査證を與へし

日より六十日間に願書に記名せる全部若くは一部分の發起人に宛て營業の認可を與へ、不合格なりと認むる時に同期日間に其趣を所轄郡役所に通知するものとす

銀行局長は會社資本の悉く拂込濟となりたる檢定なき限りは業務を開始することを許さず、又其業務を創始するに際しては會社は株主の住所株名及其所有株数を記載したる株主名簿の重役二名の保證したる届書を添へ同局長に届出でしむ

第四條 營業權

信託會社は左の營業を營むものとす

- (一) 一州市及他法人の金銭出納代理人となりて其收支を取扱ふこと
- (二) 債券株式其他有價證券の所有權等を移轉する手續に關する事務を擔當し、且つ法律又は其他の法に依りて組織せられたる外國及内國の諸會社の代理人たること
- (三) 個人或は會社より信託金及各種の證券財産其他を預り且つ動産及不動産を

擔保として貸付くること

- (四) 會社業務上の必要又は便宜の爲め不動産を賣買貸借し又、其債券及債務償却の爲め不動産を讓受又は之を保有することを得
- (五) 州市の政治的團體の債券及諸會社の株券又は債券發行の代理者たることを得
- (六) 特別の財産を有する既婚婦の信託金を管理し又は該財産の整理者となりて之に關する總ての事務を執行すること
- (七) 裁判所の命令又は任命によりて後見人となり未成年者の財産を管理し又は個人及會社が裁判所に支拂ふ金銭を保管すること
- (八) 裁判所が個人會社公民及其他の有權者に依て與へたる總ての法律上定められたる信託を受け之を保有整理し又は賣却するの權を有す且つ會社の爲したる信託業務及其義務に關して其信託に關係を有する各人より報酬を受くることを得
- (九) 一人又は數人に依て託せられたる資産或は許可委任及要求による總ての債

券を保有し亦之が執行の權を有す

(十) 株式約束手形債券の擔保其他有價證券を賣買運轉すること及金錢又は之に對する證券を借り又は預り又其運轉を依頼されたる時は之に對して其會社の債券を發行し又は交換すること但し紙幣を發行することを得ず

(十一) 法律上債權者の爲めに其債務者の管理又は信託受權者の任命及信託を受くること

(十二) 裁判所の命令及任命又は其他の方法に依りて個人及會社の財産信託受權者又は信託者たること

(十三) 最終の遺言に依りて遺産の執行人又は管理人たること又其遺言の有無に拘はらず其遺産保管者たることを得且つ瘋癲白痴及無能力又は常醉者の爲め保佐人たること

(十四) 保護預は會社に於て凡ての責任を負ふものとす各土地所有者の確否を調査して之を保證し又信用と責任を有する地位及職務に在る人を保證し法律上二人以上の保證人を要する場合に單獨にして其効力を同ふすること但し本

項に掲げたる權利は其結社の願書に掲げざる可らず

(十五) 預金の目的を以て財産を委任せられたる時は利札の金額其他總ての證券の利息を收領することを得

(十六) 契約に基き諸會社の社債償却準備積立金を預り且つ運轉することを得

(十七) 合衆國及州法律に抵觸せざる以上は諸種の信託を執行することを得

(十八) 預金を受くるに際し其拂込方法は手形を使用するか或は其他の方法に依るか又は否とは當時者の契約によるものとす(紐育州法五十五條に依れば銀行と均し權利を有するものとす)

紐育州法にして取締役及役員は會社より直接とを問はず金錢を借用することを得す又紐育州法願書に依れば許可の記載なき土地に支店を開くことを得ざるものとす

第五條 營業の權限

該條例に依りて組織せられたる信託會社は商業手形を割引するの權を有せず本州外に發行せられたる手形又は證券を貸付するとを許さず而して手形及證券は必ず土地其他の擔保品として發行し時價の九分掛けとす信託受權者破産管理者

遺言執行者後見人及受託者として交付せられたる金銭證券其他財産の運用は之を會社の資本金又は其他の財産と共に運轉す又會社の負債を辨償するに用ゆべからず信託會社に委託せられたる財産は總て該條例によりて使用運轉せらるべきものなり

第六條 財證金

信託會社か信託受權者破産管財人遺產管理者後見人及び受託者に任命せられ其職務を執行するに當り社長及會計部長をして誠實に爲すことを誓はしむるの外別に保證金を要せず但し他日修正せる場合は此限に非らず

保證金

第七條 準備金

信託會社は別途に準備金を積立て單に個人信託業に用ひんが爲め裁判所の會計課に準備金を納むるにあらざれば裁判所より整理人破産管財人遺言執行人後見人及管理者等に任ぜらるゝことなし

會社か前項の任命を受けたる時は社長及信託部長は其任命者の前に於て(一)前記準備金を法規の通り別途に積立て且つ裁判所に納付したることを誓ひ(二)會社發

定款の修正變更

行の債券は該準備金の五倍を超へざるを證せざるべからず但し該準備金にして十萬弗以上に達したる時は特に十倍迄之を許すものとす又該別途準備金は他の負債を償却せんが爲めに使用すべからず而して信託會社が他の法規に依り保證金を與へし場合及び遺言又は契約に依り依頼せられたる時は該準備金を要せず

第八條 修正及變更

信託會社は銀行局長の認可を得て營業の年限を延期し又は名稱を變更し又は資本金を増加する等其他種々の變更又は修正を爲すことを得其手續は左の如し

取締役は先づ變更の必要と利益とに關する議案を調製して株主總會を開き株主三分の二以上の賛成を得たる時は保證狀を作成して會社印を押捺し社長及書記長署名の上其趣を證明して之を銀行局長に差出して營業願書の修正をなすものとす但し此變更にして萬一現在の契約者に不利益を與ふるものと認むる時は銀行局長は變更することを許さず

第九條 株主名簿

信託會社長及書記長は其會社の株主の姓名及其所有株數を詳細に記載せる名簿

を備へ何時たりとも株主の一覽に供すべし

第十條 取締役株主總會役員

信託會社の營業は五人以上の取締役之を整理す取締役は株主總會に於て一箇年の任期を以て選舉せらるゝものとす

取締役會議は過半数を以て會議の定員となす但し取締役九人を超ゆる時は六箇月以内に五人を以て定員となす旨取締役に通知すべし

株主定時總會は毎年一月第二火曜日を以て該會社營業の尤も繁激なる土地を選びて開會す但し時間は別に定款に於て之を定め其地の新聞紙に少くとも十日前に其旨を報告すべし但し其地は發行する新聞紙なき時は最近地の新聞紙を以て之に代ふ總會に於て取締役を選舉するに當り株主は各一標の投票權を有するものにして少くとも五株以上を所有する株主中より選舉し又は各自記名の上該投票を郵送することを得

取締役は毎年社長及副社長を選舉し書記會計其他の役員及雇員等を任命するの權を有するものとす其任免法及任期は總て定款に據る

第十一條 配當積立金

取締役は會社の損害計算書を調製し一切の費用利子及税金其他總ての損失及未済勘定等を取り除きたる上其意見に依りて配當金額を定むるものとす此項に於ける未済勘定とは會社に收むべきものにして其元利取立の期限來り更に十二ヶ月を経過したるものを云ふ

されど少くとも前期間に於ける純益十分の一を年々積立て資本金の二倍に至りて已む而して終始此割合を保たざる可らず

第十二條 監査役

取締役は取締役中より特に監査役を選任して會社の業務及財産の狀況等を調査報告せしめ會社の記録に之を收るものとす

第十三條 役員の費金及罰則

信託會社は其社長副社長職員及び雇員等に對し取締役會及び専務取締役の許可なくして金錢を貸與することを得ず若し必要ある時は必ず取締役に宛て願書を取だしめ取締役會議の決議に依り決定するものとす又貸越をなす時も之れに

同し若し該會社の役員にして故意に該規定に違反したるものは輕罪として處罰す

第十四條 報告及公告

報告及公告

信託會社は毎年少くとも二回社長、副社長、書記長及び會計部長并に少くとも三人の取締役の誤謬なきことを證明したる報告書を命令せられたる日より廿日以内に調製し銀行局長に差出すべし、該報告書の書式は銀行局長の定めたるものにして綿密にして適當の分類をなし、一見能く貸借關係の明瞭なるを要するものなり而して局長二週間以内に該報告書の概畧を會社所在地に發行する新聞紙に廣告すべきことを命ず但其費用は自辨たるべし
若し局長にして會社の狀況を知るの必要ありと認むる時は何時なりとも會社より臨時に報告を差出さしむるの權を有す
會社にして該報告を差出すことを怠たり報告期日を経過したる時は其當日より一日百弗の割合を以て罰金を課するものとす

第十五條 虚偽の報告

虚偽の報告

會社の取締役、役員及雇員にして故意に事實を隱蔽し虚偽の報告をなし又詐偽の記帳をなし又は官命を享けて會社の狀況を檢査するものを欺かんと謀るものは輕罪を以て之を處罰す

第十六條 自社株券の賣買

自社株券の賣買

各會社は自社の株券を擔保として金錢を貸出し又之を買收することを得す、但し其貸附并に買收か行掛上會社の自衛の爲止むを得ざる時は之の限りにあらず而して之を買入れ又は擔保品としたりとするも一箇年内には公賣に附し或は賣却せざる可らず

第十七條 未成年者の預金

未成年者の預金

未成年者又は其名義を以て預金せられたる場合に於て其未成年者か成年者に達したる時は預主の權力及び利益は全く其預主に屬して他人の干涉を受けざるものなれば其預金に關する一切の利益金は預主に歸するものなり其儘預金すると引出すと或は會社か其管理者たると否とは一に其者の意思に任す

第十八條 預金に對する準備金

預金に對する準備

信託會社は當座預金を以て其營業の一部とする時は之に對して少くとも其預金の一割五分の準備金を積立て以て不時の取付に應せざるべからず而して其準備金の五分の四は諸銀行及他の信託會社と取引上より預る高を以て之に充て其五分の一は必ず現金にて備へざる可らず若し準備金にして預金の一割五分の割合を缺く時は此割合に達する迄爲替手形を買入るゝ外一切貸出することを禁せられ又利益配當をなすことを停止せらるゝものとす

第十九條 會社の検査

會社の検査

信託會社は銀行局長の検査監督を受くべきものとす若し局長は職務上検査の必要ありと認めたる時は自身又は代人を派して何時たりとも會社を検査するものとす

此場合に於て會社の役員及備員等は帳簿諸種の有價證券及び會計等を整理して検査に供し局長又は検査官は取締役役員及び備員等に宣誓せしめたる上營業を検査するものとす

第二十條 不確實なる信託會社に對する方針

不確實又は違法な取扱を會社の取る

前條の如く局長が検査したる結果に依りて信託會社の法律に違反するか又は其存立を以て有害と認めたる時は其趣を警部長に届出べし又必要と認むるときは警部長の職務を執行し終る日迄又破産管財人の選任せらるゝ迄其財産を押收することあるべし但し清算事務の終結せざる間は會社の債主及株主は押收せられたる財産の返却を請求することを得ず

第二十一條 罰則

罰則

信託會社が検査官に對して検査を拒否し又は取締役及役員にして誓言を拒み且つ會社營業の検査を拒絶したる時は局長は直ちに其趣を警部長に告訴すべし警部長は不確實の信託會社の所置法により之を處分す

若し局長が其設立認可又は州法に違反せると認めたる會社ある時は記名又は官印を押捺せる命令狀を發して其營業を差止むべし若し之を拒む時は警部長に告訴し之を處分せしむべし

第二十二條 閉店の手續

閉店の手續

信託會社が資本缺乏の爲め其營業を繼續する能はざるときは警部長及び株主債

主は裁判所に管財人及管理人の選任を申請すべし、裁判所は之を検し或は法廷を開き辯論の上其申請の正當なるときは直ちに令狀を發して會社役員の權限を剝奪し營業及貸金の催促を禁じ且つ財産を押收して管財人を選任するものとす。若し取締役が株主の四分の三以上の承諾を得て廢業せんと決定したるときは廢業の理由及其趣を其州銀行局長に願出でたる後特權を擧げて之を同局長に返還し廢業するものとす、但し財産整理の必要上解散許可を得てより尙ほ三箇年間は事務整理の爲めに繼續することを得然れども他の營業を爲すことを得ず。右合意廢業の場合には其事務の管理は取締役之に當ると雖も裁判所の命令又は債主株主等の請求に依りて之を變更することを得。

第二十三條 破産管財人

信託會社にして當然の義務を果さるときは裁判所は會社の債主株主の爲に訴訟集收及賣却等總て財産に關する全權を有する破産管理人又は受託者を選任す

第二十四條 手数料

營業認可を得たる信託會社は左の手数料を銀行局に納むへし(一)營業願には資本

破産管財人

手数料

金に對し千弗毎に貳拾仙の割合とす但し最低手数料を貳拾五弗とす(二)信託會社か其營業を延期せんとする時は營業願と同一なり(三)廢業願又は稱名變更營業願の修正及資本増加願は總て貳拾弗とす(四)設立を認可する時は五弗とす(五)報告を領收する手数料は毎年貳拾弗を納むべし(六)局長又は検査官が検査をなす毎に其費用は凡て會社の支辨たるべし第十四條参照若し以上の手数料を納附せざるときは州名を以て局長より訟訴を提起するを得

第二十五條 立法部に對する報告

銀行局長は毎年新設の信託會社及各信託會社の報告の概略を立法部に報告するものとす

第二十六條 課税

各信託會社は其資本金總額拂込と未拂込とを合したるものに對して増税を徵收せらる所有地に課せられたる地租は所在地の稅務署に納税するものとし其他信託資金株券所有財産及特權等に對し課税を免す

第二十七條 資本及信託金の運用

立法部に對する報告

課税

信託會社の資本は債券及其州内に於て確實なる土地にして貸付金に二倍せる價格を有するものは之を擔保として運用するを得其他州債公債有價證券及法律上に於て故障なき會社株券にも投資することを得信託せられたる金員は資本金を運用する法規に従ひ運用するものとす其他動産不動産を擔保として貸付くることを得

第二十八條 利子及貯蓄

凡そ總計百弗以上の金額は裁判所の命令によりて執行人管財人及後見人として集金又は保管することを得但し此場合に於ては領收金額を投資する迄は年二分以上の利子を付するものとす

第二十九條 株主の責任

若し會社にして其負債を償却すること能はざる場合には株主は個人的責任を負はざる可らず但し各株主の償却責任は其所有株券面の金額より多からざるものとす

以上二十九箇條に分ちて譯述したる所に依り以て信託會社に關する法規の性質を知るに足るべし

乙種

第一號 「ルービ」貨の需用と銀の輸入

而して西曆千九百五年度當年の四月より翌年の三月までの製造高は一億二千三百七十八萬餘「ルービ」同六年度は二億一萬餘「ルービ」同七年の一月より三月に至る三ヶ月間は九千三百七十三萬餘「ルービ」なり今之を前年同期間の一億二百四十二萬餘「ルービ」に比較するに約千萬「ルービ」の差違を示し前年と前々年度の差違の如きは殊に著しきものと云つへし而して其銀の輸入高は必ずしも造幣需用高に伴はず即ち左の如し

西曆一九〇四年
同 一九〇五年
同 一九〇六年

一八三、七八二、三七八
一七六、九六一、九六九
一六九、〇二〇、四一一

乙一號
同 一九〇七年(一月至三月)

六〇、六四八、三九三

一五

第二號 佛國流通紙幣額面の大小

西曆千九百七年一月卅一日の佛國兌換券の内譯は左の如し

一五 法	一三六、五八六枚
一二十 法	六三、三六〇
一二十五 法	一五、四一五
一五十 法	一二、五八四、三七七
一百 法	二五、四九二、〇〇七
一五百 法	六一四、八五六
一千 法	一、五三八、三五〇

第三號 第一表の二の参照

西曆千九百七年七月一日各國中央銀行金銀有高

	金	銀
英	三五五、四四二、二一〇 _円	
佛	一、一〇四、九二八、六七〇	三九六、九五八、二一〇 _円
獨	三六二、九〇〇、〇〇〇	一二〇、九七〇、〇〇〇
露	一、一六四、三七〇、〇〇〇	六五、八二〇、〇〇〇
埃 匈	四五七、〇〇〇、〇〇〇	一二六、二八〇、〇〇〇
蘭	五三、五七七、〇〇〇	五七、四七一、〇〇〇
白	三二、二四三、三三〇	一六、一二〇、〇〇〇

財政と金融坤の附録終

乙二號 乙三號

一五

增訂改版
第十四版

財政と金融

總目錄

訂正増補 第十四版 財政と金融總目錄

乾 (財政及會計)

第一編 財務……………一

第一卷 公債……………一

第一章 確定公債……………一

第一節 種類及名稱……………一

第二節 一時拂公債……………二

第三節 有期定期債……………四

第一目 定期拂は財政の屈伸力を奪ふ……………四

第二目 借換の便を缺く……………五

第四節 有期隨時拂……………六

第五節 永遠公債……………八

第六節 各種の配合……………九

第二章 流動公債……………一

第一節 總論……………一

第二節 大藏省證券……………二

第一目 大藏省證券の本分……………二

第二目 直税國と間税國とに於て大藏省證券發行の必要の差違……………一五

第三目 大藏省證券發行制限の方法及期限……………一六

第四目 大藏省證券の利用併に中央銀行との關係……………一八

第五目 大藏省證券額面に就ての注意併に一般公債法との關係……………二〇

第三節 國庫預金……………二二

第一目 預金機關及資金放下の區域……………二二

第二目 危險の豫防併に利率定め方の注意……………二六

第三章 年金……………三二

第一節 總論……………三二

第二節 終身年金……………三四

第一目 設定の根據……………三四

第二目 效用……………三五

第三目 組換の必要……………三六

第三節 有期年金……………三六

第一目 効用……………三六

第二目 公債整理の爲にする利用……………三八

第四節 トンチン法……………四〇

第一目 方法及組織……………四〇

第二目 生存者の實例及數字的説明……………四一

第三目 公債整理の爲にする利用……………四三

第四章 特別公債……………四四

第一節 籤札付公債……………四四

第一目 總論……………四四

第二目 籤札付公債に關する注意の要點……………四五

第三目 籤札付證書發行の實例……………四七

第二節 特別募集……………六一

第五章 募集及發行……………六三

第一節 總論……………六三

第二節 平價發行及呼價發行……………六四

第一目 總論……………六四

第二目 呼價發行の不利……………六五

第三目 呼價發行の利用……………六九

第四目 結論……………七〇

第三節 年金附證書の發行……………七〇

第四節 發行價格及無減少免許……………七二

第一目 總論……………七二

第二目 高價無減少免許……………七三

第三目 小額無減少免許……………七五

第五節 募集に際し事實を蔽ふの弊……………七七

第一目 佛國の弊習……………七七

第二目 露國の遺縁……………七八

第六節 間接發行の組織……………七九

第七節 募集雜件……………八一

第一目 一時及部分募集併に拂込回数……………八一

第二目 保證拂併に部分拂の方法……………八三

第三目 募集初年の利子及募集費の支拂……………八四

第六章 利子拂……………八五

第一節 利子拂回数……………八五

第二節 利子拂と租税の納期及市場との關係……………八七

第三節 利札の割引併に利子繰上拂……………八九

第一目 利子の割引に就ての注意……………八九

第二目 繰上拂の實例及新案……………九〇

第七章 元金償還……………九一

第一節 償還の時期……………九一

第二節 償還に付き債權者の意向……………九三

第三節 償還の方法……………九五

第一目 總論及抽籤償還……………九五

第二目 買上償還……………九七

第四節 公債償還に關する注意……………一〇三

第一目 總論……………一〇三

第二目 減税……………一〇四

第三目 減債……………一〇五

第四目 事業の擴張……………一〇六

第五節 償還の必要……………一〇八

第六節 償還の財源……………一〇〇

第一目 臨時收入……………一〇〇

第二目 償還基金……………一〇一

第三目 官有財産併に租權の離權……………一〇四

第八章 公債費負擔の輕重及難易……………一〇八

第一節 元金の多少及利子拂……………一〇八

第二節 政府歳入との比較……………一〇九

第三節 國民の收入との比較……………一三二

第四節 起債の原因……………一三三

第一目 生産的と不生産的との差違……………一三四

第二目 明治二十七八年前の我國の實況……………一三五

第五節 内外債の區別……………一三六

第一目 外債は公債費を重うするの傾向を有す……………一三六

第二目 債權國と債務國に於ける輸出入の關係……………一三七

第九章 公債の募集が經濟上に及ぼす影響……………一三九

第一節 巨額の起債は資本の分配を紊亂す……………一三九

第二節 外國有價證券の所有と國債應募力との關係……………一四二

第一目 英國の外國投資……………一四二

第二目 佛獨等の外國投資……………一四四

第三目 北米合衆國の趨勢……………一四四

第四目 結論……………一四五

第三節 生産的募集……………一四七

第十章 非常準備と國債との關係……………一四八

第一節 國債動産の所有と準備金との比較……………一四八

第二節 中央銀行の正貨準備を強大にするの必要……………一五一

第十一章 公債に關する契約の變更……………一五三

第一節 債務不履行の場合に於ける國と會社との比較……………一五三

第二節 擔保物の選擇……………一五五

第三節 整理の精神及目的……………一五六

第十二章 地方債……………一五八

第一節 國債と地方債との區別……………一五八

第一目 地方債の期限……………一五八

第二目 地方債と國債との間に存する法律上の差違……………一六〇

第三目 各國に於ける地方債に關する法制の差違……………一六一

第二節 地方債の原因……………一六二

第一目 市街の成長……………一六二

第二目 自治體の發達……………一六三

第三目 市設事業増加の傾向……………一六四

第三節 地方債の効力増加の方法……………一六九

第一目 轉貸法……………一六九

第二目 證券用紙の供給……………一七二

第三目 地方債に關する特別機關……………一七四

第四目 地方債の特別財源……………一七五

第五目 地方債の長所及短所……………一七七

第二卷 租稅……………一

第一章 内地稅……………一

第一節 總論……………一

第二節 不動產稅……………二

第一目 地租……………二

第二目 家屋稅……………三

第三節 地價差增稅即ち地價自然増加を課稅の目的物と爲す新財源……………四

第一目 總論……………四

第二目 獨逸に於ける近年の事例……………五

第三目 不動產の移轉……………一〇

第四目 救済の方法……………一二

第五目 収入増加の方法……………一二

第六目 新法實施の困難……………一六

第七目 資本税と収入税との當否……………一八

第八目 新法の勝利……………二〇

第九目 地方収入内容の變化……………二四

第十目 獨逸に於ける新法の概要……………二七

第十一目 英國に於ける差増税の形跡……………三一

第四節 登録税……………三六

第五節 印紙税……………三七

第六節 遺産相續税……………四〇

第七節 營業税……………四一

第八節 所得税……………四三

第一目 所得の種類に依り税率を異にするを要す……………四三

第二目 勤勞に依る所得中にも區別を要す……………四四

第三目 家屋の賃貸價格は所得の一要素なり……………四六

第九節 納期……………四八

第一目 納期と國庫及市場との關係……………四八

第二目 前納及後納……………四九

第三目 分納及繰上納入……………五二

第四目 納期と國庫金取扱との關係併に其金融市場に及ぼす影響……………五四

第十節 徴收及納入……………五七

第一目 税金は可成速かに國庫に入るを要す……………五七

第二目 徴收の方法……………五八

第三目 債務の相殺……………六一

第四目 小切手納入……………六二

第十一節 徴收猶豫免除及滯納處分……………六六

第十二節 租税の轉嫁……………六八

第一目 轉嫁は需給の關係によりて定まる……………六八

第二目 單稅說の誤謬……………六八

第三目 租税分擔に關するピスマルクの論說……………七〇

第十三節 原料品及器具機械に課税するの可否……………七一

第一目 原料品等の課税は事業の發達に害あり……………七一

第二目 原料品等の課税は徴税に便なりと雖も利害相償はず……………七四

第十四節 公益事業の課税に關する注意……………七六

第一目 害少なき場合……………七六

第二目 金融機關の課税……………七七

第三目 特別免稅……………七九

第十五節 公債證書の課税……………七九

第一目 非賦課論の妄……………七九

第二目 課謬の源泉……………八二

第三目 天引法……………八三

第二章 關稅附輸出入物品の取扱……………八五

第一節 輸出入税……………八五

第二編 會計……………一〇二

第一卷 豫算及決算……………一

第一章 豫算の編製及執行……………一

第一節 豫算の種類……………一

第一目 一般豫算及特別豫算……………一

第二目 豫算の可分不可分……………七

第三目 追加豫算……………九

第二節 輸出入物品の取扱……………九一

第一目 通過物品……………九一

第二目 港灣の設備……………九二

第三目 兩洋聯絡及世界交通……………一〇二

第二目 總論……………八五

第二目 關稅徴收の難易……………八七

第三目 輸出税の得失……………八九

第二節 科目……………一〇

第一目 立法科目と行政科目との區別……………一〇

第二目 流用に關する檢束の程度……………一一

第三目 現行の大體……………一二

第四目 科目區分精粗の程度……………一三

第三節 豫備費……………一四

第一目 豫備費の集合及分割……………一四

第二目 豫備費に關する制度……………一五

第三目 豫備費の金額……………一七

第四節 機密費恩給及休職給……………一八

第五節 補助費……………二〇

第一目 總論……………二〇

第二目 地方費補助に就ての注意……………二一

第三目 補助費は集めて一款と成すべし……………二四

第六節 數年度に亘る經費……………二五

第一目 繼續費……………二五

第二目 豫算外國庫の負擔となるべき契約……………三二

第七節 工事費及物品材料の供給……………三四

第一目 工事及物品供給の集中……………三四

第二目 山林の利用……………三七

第八節 臨時收入と經常費との關係……………四二

第一目 總論……………四二

第二目 臨時收入の實質……………四三

第三目 恒久の費用支辨は臨時收入に依頼す可らず……………四三

第四目 我國の近況……………四五

第五目 露國財政の近況……………四七

第六目 獨逸の情況……………八〇

第九節 國家の選擇事業に對する費用支辨の注意……………八三

第一目 巨大なる臨時費は經濟上の調和を破るの虞あり……………八三

第二目 臨時費支辨に關する我國特有の事情……………八七

第三目 臨時費支辨の結果に關する注意……………八九

第十節 臨時費支辨の順序……………九一

第一目 一般の順序……………九一

第二目 租税中の順序……………九二

第三目 公債中の順序……………九六

第四目 前記の順序は平時にも適用す……………九七

第十一節 租税より短期公債に移るべき時機より長期公債に移るべき時機及増税を止むる標準……………九九

第一目 總論……………九九

第二目 租税の最大點……………一〇一

第三目 最大點外の諸標準……………一〇三

第四目 長期公債に移るべき時機……………一〇五

第十二節 非常臨時費支辨の實例……………一〇六

第一目 英のクリミア戰爭費の支辨……………一〇六

第二目 英の南阿事件費の支辨……………一一〇

第三目 日本及佛國の例……………一一三

第四目 佛國の極端論……………一一四

第五目 西曆千九百四五年の露國の戰時財政……………一一八

第十三節 國家の費用に關する發言權及請願の提出……………一三八

第一目 法規の關係……………一三九

第二目 行政府は豫算編製に適す……………一四一

第三目 内外の事例……………一四二

第四目 權利の執行は慎重なるを要す……………一四七

第五目 請願の提出……………一五〇

第十四節 豫算の基礎正確を缺くの弊害……………一五一

第一目 總論……………一五一

第二目 豫算の基礎確實ならざるの原因及結果……………一五二

第三目 豫算の不實なるより生じ得べき弊……………一五四

第四目 剩餘金の濫用……………一五七

第五目 結論……………一五九

第十五節 行政部内に於ける會計事務

監督の不備……………一六〇

第一目 近年の實況……………一六〇

第二目 監督の方法……………一六一

第三目 外國の事例……………一六二

第二章 決算……………一六三

第一節 總論……………一六三

第二節 決算の發表は可成速かなるを要す……………一六四

第一目 締切り期限……………一六四

第二目 整理期限の短縮……………一六五

第三節 最終の目的……………一六六

第一目 近年の進歩……………一六六

第二目 甲年度の決算を丙年度の豫算案と同時期に提出するを得るの方法……………一六九

第四節 官有物會計の監督……………一七五

第一目 監督方法の不備……………一七五

第二目 前記の不備より生ずる缺點……………一七八

第五節 會計検査院の組織權限……………一七九

第六節 決算の系統……………一八一

第一目 總論……………一八一

第二目 命令系統……………一八二

第三目 出納系統……………一八三

第二卷 會計年度及國庫……………一

第一章 會計年度……………一

第一節 年度の要義……………一

第二節 年度開始に就ての注意……………二

第三節 年度變更の困難……………五

第四節 出納の閉鎖……………八

第二章 國庫……………一〇

第一節 國庫の主義……………一〇

第一目 預金主義……………一〇

第二目 金庫主義……………一一

第二節 我國の現行……………一四

第一目 金庫の種類及其關係……………一四

第二目 國庫と中央銀行との貸借勘定……………一七

第三節 貨幣市場に對する國庫の干渉……………二〇

第一目 干渉の沿革……………二〇

第二目 有効なる干渉……………二三

第三目 金庫主義の國に於ては國庫と市場との關係上一層深き注意を要す……………二九

第四目 取引に關する政府の干渉……………三七

第五目 干渉の効力は概して薄弱なり……………四一

乾附録

甲種

第一號 倫敦市場の募債手續……………一

第二號 最近我國地價の變動……………一二

第三號 白耳義に於ける地方債の募集を容易ならしむる爲めの特別機關……………一六

第四號 英國に於ける私事法案提出順序……………二四

乙種

第一號 西曆千九百六年に於ける世界の證券發行高四三

第二號 同上割合……………四五

第三號 北米合衆國に於ける西曆千九百六年の進歩の實況……………四六

第四號 繼續費編纂に關する事項……………四七

第五號 西曆千九百六年に於ける歐洲四大國の酒煙草及森林收入の概況……………四七

第六號 日露戰爭費に付露國側の最近の調査……………四八

訂正増補 財政と金融總目錄

坤 (貨幣及金融機關)

第一編 貨幣

第一卷 硬貨

第一章 硬貨の制度

第一節 本位

第一目 複本位

第二目 跛本位

第三目 本位の大小

第二節 補助貨

第一目 補助貨の通用制限

第二目 補助貨の實價減削の方法

第三目 補助貨の方式

第四目 補助貨の供給

第五目 補助貨の貨面金額と物價との關係

第六目 小額紙幣の引揚並に一圓補助貨

第三節 合法貨幣

第四節 貨幣法の要素

第一目 公差

第二目 最輕量目

第三目 輕量貨幣の引揚

第二章 造幣

第一節 造幣局

第二節 造幣に要する専門的注意

第一目 贋造偽造變造及模造等の豫防

第二目 盜刷の豫防

第三目 正當なる磨損の豫防

第四目 造幣費の節約

第五目 他の貨幣の性分と同種の金屬を以て

其量目が貨幣價格に對し不相當の比
例を有する貨幣を製造するの不可……………四九

第六目 貨幣の大小輕重は各種各々の異なるを要す……………五〇

第三節 造幣大試驗……………五一

第三章 貨幣の取扱……………五二

第一節 金屬製封筒……………五二

第二節 貨幣の計數法……………五五

第二卷 軟貨……………一

第一章 兌換券……………一

第一節 制限屈伸法……………一

第一目 總論……………一

第二目 彼我の差違……………二

第二節 一部準備法及準備比例法……………四

第一目 一部準備法の不便……………四

第二目 準備比例法と制限屈伸法との比較……………六

第三目 露國の兌換制度……………八

第三節 自由發行……………九

第一目 自由發行法は實際に適應せず……………九

第二目 増發より下落に至るまでの順序……………一一

第四節 兌換券發行準備……………一二

第一目 正貨準備……………一三

第二目 證券準備……………三八

第五節 紙幣發行機關の統一……………四二

第一目 不統一の不便……………四二

第二目 獨逸の新法……………四三

第三目 内外の別……………四四

第六節 國際通貨運行の原則及紙幣の發行増發及引揚……………四四

第一目 國際通貨運行の原則……………四五

第二目 紙幣の發行及増發……………四八

第三目 紙幣の引揚……………五一

第二章 不換紙幣……………五三

第一節 總論……………五三

第二節 増發の害……………五五

第一目 一般の弊害……………五五

第二目 増發は投機を誘發し通貨の需用を増加す……………五六

第三目 増發は金利を上騰し有價證券の價格を減ず……………五八

第四目 増發は物價を上騰し輸入を増加す……………六〇

第五目 前二目の綜合及戦後の實況……………六一

第六目 不換紙幣の下落は一般の取引を滯せしむ……………六三

第七目 増發は貸借の關係を紊亂す……………六五

第八目 増發は貯蓄を妨げ勞銀の實力を減ず……………六六

第九目 増發は一定の歳入を有する者の利益を害し併せて國費の増加を來す……………六六

第十目 不換紙幣は無利子公債なりとの説は非なり……………六七

第十一目 不換紙幣は政治上に甚しき弱點を生ず……………六八

第十二目 増發は社會の不折合を來す……………七〇

第十三目 不換紙幣消却に伴ふ所の困難……………七二

第十四目 不換紙幣の發行機關は中央銀行の如き活動自在の者たるを要す……………七三

第三節 不換紙幣發行の方法……………七五

第一目 發行法研究の必要……………七五

第二目 金紙平均法……………七六

第三目 外國爲替平準法……………七六

第四目 兩法併用の必要……………七七

第五目 實施の手段……………七七

第四節 不換紙幣發行の方式……………七八

第二編 銀行

第一卷 商業信用

第一章 商業信用の機關

第一節 總論

第二節 中央銀行の職分

第一目 中央銀行の職分

第二目 中央銀行は割引貸付の多きを望む可からず

第三目 中央銀行の模範としての佛蘭西銀行

第三節 普通商業銀行

第二章 手形の割引及他の取扱

第一節 割引方策

第一目 割引の定義併に其機關

第二目 割引方策の必要及其基礎

第三目 割引すべき手形の選擇及與信所の必要

第四目 中央銀行にて割引すべき手形の期限

第五目 同上手形面金額の最小限

第六目 割引歩合を定むるに就ての注意

第七目 階段割引併に参加利子及貨物に依る利率の區別

第八目 恐慌に處する割引方策

第九目 金の流出を止むる爲の割引方策

第十目 割引方策と併用すべき金の流出豫防方法

第二節 手形の取扱

第一目 手形の振出及引受等の手續

第二目 手形割引に就ての注意併に空手形及真空手形の區別

第三目 注意雜件

第三章 爲替及信用狀

第一節 爲替

第一目 爲替の變動

第二目 爲替逆戻の矯正

第三目 爲替の計算法

第四目 爲替の仲立

第五目 國際動産の効力

第六目 世界の貨幣市場及其趨勢

第二節 信用狀

第一目 信用狀の種類

第二目 署名合言葉及受拂用紙

第三目 信用狀の依頼及發行

第四目 信用狀の記入

第五目 人相書

第六目 信用狀に關する規定

第七目 信用狀と爲替手形との便否

第四章 貸付併に金銀及公債證書の購入

第一節 貸付

第一目 普通貸付

第二目 保證貸

第二章 金銀及公債證書の購入

第五章 利率

第一節 總論

第二節 中央銀行利率と市場利率との關係

第三節 有期預金及貸付利子の變更

第六章 預金及小切手

第一節 預金

第一目 預金の効用

第二目 預金に就ての注意

第三目 幾何級數率法則及貯金利子歩合と引出との關係

第四目 有價證券の當坐預

第五目 預金保險

第二節 小切手	一三九
第一目 透字小切手.....	一三九
第二目 改措其他の變造.....	一四二
第三目 線引小切手.....	一四六
第四目 保證小切手.....	一五一
第五目 小切手取扱の慣行.....	一五一
第六目 過振の濫用.....	一五四
第七目 小切手の節用.....	一五六
第八目 小切手課税及爲替手形.....	一五七
第七章 資本及營業準備	一五九
第一節 資本の多寡	一五九
第一目 資本を過大にするの不利.....	一五九
第二目 資本と債券との關係.....	一六二
第三目 公稱資金と拂込資本との關係.....	一六三
第二節 營業準備	一六六
第一目 準備の種類.....	一六六
第二目 準備金高の多寡.....	一六七

第八章 支店組織及機關銀行併に銀行の破綻	一六九
第一節 本支店の關係	一六九
第一目 支店組織の發達.....	一六九
第二目 支店の監督.....	一七三
第三目 米國に於ける輓近の風潮.....	一七六
第四目 責任代理店.....	一七八
第二節 機關銀行	一八一
第一目 機關銀行に就ての注意.....	一八一
第二目 極端の濫用.....	一八二
第三節 銀行の破綻	一八四
第一目 外國に於ける破綻の實況.....	一八五
第二目 我國の近況及株主の不心得.....	一八八
第三目 銀行員の法規に疎きの弊.....	一八九
第九章 交互計算	一九〇
第一節 普通交換及英米同盟銀行の	

比較	一九一
第一目 諸文明國に於ける交換の實況.....	一九一
第二目 英米に於ける交換同盟銀行の比較.....	一九三
第二節 物産交換	一九五
第一目 物産交換.....	一九五
第二目 有價證券交換.....	二〇二
第三節 鐵道交換及商賈間の貸借決算	二〇二
第一目 鐵道交換.....	二〇二
第二目 商賈間の貸借決算.....	二〇三
第四節 地方交換内地及國際交換	二〇五
第一目 地方交換.....	二〇五
第二目 内地交換.....	二〇六
第三目 國際交換.....	二〇七
第十章 定期取引	二〇八
第一節 定期取引の發達及其賣買取	

引の方法	二〇八
第一目 發達の順序及目的.....	二〇八
第二目 取引所に對する攻撃.....	二〇九
第三目 一般商取引所との差違及取引の方法.....	二一〇
第二節 定期取引の効用	二一一
第一目 總論.....	二一一
第二目 賣放買埋.....	二二二
第三目 倫敦に於ける特別の事情.....	二二四
第三節 定期取引と投機との關係	二二五
第一目 定期取引の素質.....	二二五
第二目 投機取引の形跡.....	二二六
第三目 寛恕及豫防の方法.....	二二八
第四目 利用及濫用.....	二二九
第四節 差額取引	二三一
第十一章 市場に於ける投資者の意向	二三二
第一節 總論	二三二

第二節 意向と實利との關係……………	二二四
第三節 豫期の勢力……………	二二六
第四節 投機と資力との關係……………	二二九
第十二章 恐慌……………	二三〇
第一節 恐慌の豫防及之に對するの 處置……………	二三〇
第一目 豫防……………	二三〇
第二目 恐慌に處する大體の方法……………	二三四
第二節 英國の恐慌……………	二三六
第一目 西曆千八百十年の恐慌……………	二三六
第二目 西曆千八百二十五年の恐慌……………	二三七
第三目 西曆千八百三十七年及九年の恐慌……………	二三八
第四目 西曆千八百四十七年の恐慌……………	二三九
第五目 西曆千八百五十七年の恐慌……………	二四〇
第六目 西曆千八百六十六年の恐慌……………	二四一
第七目 西曆千八百六十六年以來の景況……………	二四二

第三節 獨逸に於ける近年の恐慌……………	二四三
第一目 日獨兩國經濟事情類似の點……………	二四三
第二目 恐慌の原因……………	二四四
第三目 株式相場と工業との關係……………	二四七
第四目 生産超過……………	二四八
第五目 恐慌の結果……………	二五〇
第六目 銀行の不注意……………	二五四
第七目 農業の被りたる影響……………	二五八
第八目 結論……………	二六一
第四節 露國に於ける近年の恐慌……………	二六三
第一目 總論……………	二六三
第二目 航海鐵道及製造事業等の保護獎勵……………	二六六
第三目 保護政策併に外資輸入……………	二七一
第四目 投機の發生及大破綻……………	二七三
第五目 善後策の困難……………	二七六
第六目 恐慌後の情況……………	二七九

第二卷 農工信用併に信託事業

業……………	一
第一章 農工信用併に信託事業……………	一
第一節 長期信用及年賦償還併に資 金の解放……………	一
第一目 長期信用及年賦償還……………	一
第二目 資金の解放……………	三
第二節 農業信用……………	五
第一目 農業信用機關の關係……………	五
第二目 下級機關の必要……………	六
第三目 農業倉庫の創立……………	九
第四目 地券制度の恢復……………	一九
第三節 工業信用……………	二三
第一目 工業信用の神髓……………	二三
第二目 勤業債券と興業債券との區別……………	二五

第二章 信託事業……………

第一節 信託會社の効用及業務……………	二六
第一目 効用……………	二六
第二目 業務……………	二八
第二節 信託會社の發達及制度の比較……………	二九
第三節 銀行と信託會社の區別……………	三三
第四節 我國に於ける信託事業の現況……………	三五

第三卷 銀行の管理……………

第一章 經營及處理……………	一
第一節 經營の概要……………	一
第一目 役員へ融通の制限……………	一
第二目 資金放下の制限……………	二

- 第三目 報告を明確にする事……………三
- 第四目 資金の固定其他の不當行為……………五
- 第五目 共同經營の擴張……………六
- 第二節 處理の概要……………八
 - 第一目 職員の兼掌……………八
 - 第二目 役員の勤務……………一一
 - 第三目 替通帳及小切手帳の交付……………一二
 - 第四目 競争の要點……………一二
- 第二章 銀行の監督……………一四
 - 第一節 總論……………一四
 - 第二節 銀行監督に就ての輿論……………一六
 - 第一目 監督を必要とする論……………一六
 - 第二目 前目に對する駁論……………一七
 - 第三目 獨逸銀行の不成績及其他の實例……………二〇
 - 第四目 英國銀行の健全なる發達……………二五
- 第三節 特別事業に對する特別監督……………二五

- の必要……………二七
- 第一目 銀行事業に其素質上特別監督を要す……………二七
- 第二目 近年の實例……………二九
- 第三目 監督に付き寬嚴の兩說……………三一
- 第四目 検査……………三三
- 第五目 株主の不注意……………四二
- 第三章 結論……………四七

坤附録

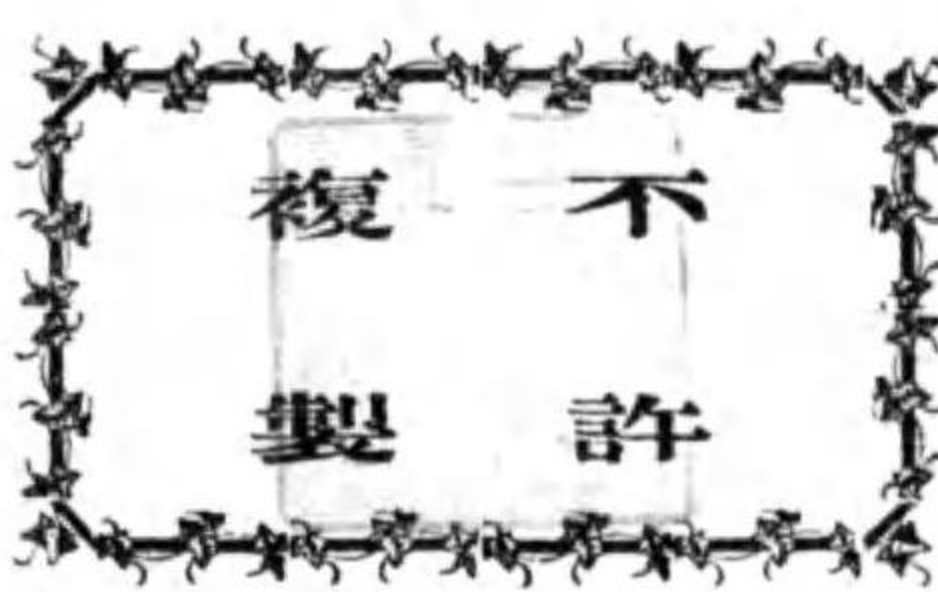
甲種

- 第一號の一 歐洲諸國に於ける利率と正貨の増減との關係……………一
- 第一號の二 英米の詳況……………一五
- 第二號 東京與信所……………五八
- 第三號 有價證券當座保護預規定……………六三
- 第四號 トレンス法の内容……………七四

乙種

- 第五號 信託會社の制法の比較……………一二九
- 第一號 「ルービール」貨の需用と銀の輸入……………一四九
- 第二號 佛國流通貨幣額面の大小……………一五〇
- 第三號 本年七月一日の各國正貨準備の有高……………一五〇

明明明明明明
 治治治治治治
 三三三三三三
 四四四四四四
 十十十十十十
 六五五四四四
 年年年年年年
 二九六十九九
 月月月月月月
 廿二月二十
 五十八十三
 日日日日日日
 訂訂訂訂再發印
 正正正正
 增增增增
 補補補補
 六五四三
 版版版版版行刷
 明明明明明明
 治治治治治治
 四三三三三三
 十十十十十十
 九九八八七六
 年年年年年年
 五十五十二九九
 月月月月月月
 二二二二二
 十十十十五
 日日日日日日
 訂增訂訂訂訂
 正訂正正正正
 增改增增增增
 補版補補補補
 十十十九八七
 三二一版版版版



第 四 十 版 洋 裝 坤
 定 價 金 壹 圓 五 拾 錢

著 者 田 尻 稻 次 郎

發 行 者 森 山 章 之 丞

印 刷 者 佐 久 間 衡 治

印 刷 所 會 社 式 秀 英 舍

發 兌 元

(大賣捌所) (東京) 振替貯金口座第一三五番
 (大阪) 東 寶 文 館 堂
 (神戶) 寶 文 館
 (東京) 同 文 館
 (大阪) 同 文 館 支 店
 (京城) 日 盛 同 文 館 支 店
 韓 文 館 支 店
 書 房

東京市神田區表神保町二番地

京橋區西紺屋町廿六七番地

京橋區西紺屋町廿六七番地

神田區表神保町二番地

終

